

第九十四回国
参議院
逓信委員会
會議録
第五号

昭和五十六年四月十四日(火曜日)
午前十時四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 福岡 知之君
理事 長田 裕二君
成相 善十君
長谷川 信君
大森 昭君

委員

小澤 太郎君
亀井 久興君
郡 祐一君
志村 愛子君
新谷寅三郎君
高橋 圭三君
西村 尚治君
太田 淳夫君
山中 郁子君
中村 鋭一君
青島 幸男君

国務大臣 郵政大臣 山内 一郎君

政府委員 郵政事務次官 渡辺 紘三君
郵政大臣官房長 奥田 量三君
郵政省貯金局長 鳴光 一郎君
郵政省簡易保険局長 小山 森也君
郵政省人事局長 岡野 裕君

事務局側 常任委員会専門員 酒井 繁次君

説明員

行政管理局行政管理局管理官 神澤 正藏君
大蔵大臣官房審議官 佐藤 徹君
大蔵省理財局資金第一課長 亀井 敬之君
大蔵省銀行局保険部保険第一課長 松原 幹夫君
厚生省年金局企画課長 長尾 立子君

本日の会議に付した案件
○郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(福岡知之君) ただいまから逓信委員会を開会いたします。

郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山内郵政大臣。

○国務大臣(山内一郎君) 郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における高齢化社会の急速な到来等の諸情勢にかんがみまして、国民生活の安定及び福祉の増進に資するため、年金額増進の仕組みの導入、年金の最高制限額の引き上げ、年金積立金の運用範囲の拡大等郵便年金に関する制度を改善するとともに、既存の郵便年金契約について特別措置を行うとするものであります。まず、郵便年金法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、年金額の増進の仕組みの導入であります。現行の郵便年金の年金額は定額制であります。が、今回、これを改正いたしまして、郵便年金約款の定めるところにより、年金額の増進及び分配すべき剰余による年金額の増加ができるようにしようとするものであります。

第二は、年金の最高制限額の引き上げ等であります。現在、年金の最高制限額は年金受取人一人につき年額二十四万円、最低制限額は年金契約一件につき年額三万円とされておりますが、最近における社会経済情勢の推移を考慮いたしまして、年金としての機能の充実を図るため、初年度の基本年金額の最高制限を七十二万円に引き上げるとともに、最低制限を十二万円に引き上げようとするものであります。

第三は、書面の交付制度であります。これは、加入者に対するサービスの向上を図るため、年金契約の申し込みを受けた際に、年金契約の内容について記載した書面を申込者に交付しようとするものであります。

第四は、年金契約の申し込みの撤回制度であります。これは、郵便年金に加入しようとする者の保護を図るため、年金契約の申し込みをした者は、一定の期間、その申し込みの撤回を行うことができようようにしようとするものであります。

次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。これは、郵便年金の充実を図るため、郵便年金の積立金の運用範囲に外国政府等の発行する債券、信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託を元本補てんの契約があるもの及び銀行等への預金を加えようとするものであります。

最後に、特別措置の実施について申し上げます。

これは、郵便年金制度を改善するに当たり、既存の年金契約につきまして、加入者の利便及び事業運営の効率化を図るため、加入者の申し出により契約を消滅させ、年金の支払いにかえて特別一時金を支払う等の特別措置を行うとするものであります。

以上のほか、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の改正により、郵便年金の積立金の運用範囲を拡大することに伴いまして、資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律につきましても所要の改正を行うこととしていたしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日からいたしております。

以上、この法律案の提案理由及び主な内容につきまして御説明申し上げます。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(福岡知之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○大森昭君 初めに、ちよっと基本的な問題で質問いたします。

というのは、前回の当委員会におきまして、この年金問題に絡みまして金融のあり方について説明をされていくわけでありましたが、そこで質問をいたしましたけれども、ちよっと私も勉強不足であつたわけでありましたが、その後少し勉強をいたしましたところ、審議会だとか協議会だとかというのは行政組織法の八条に基づいて設置すること

がたてまえになつてゐるようでありまふ。行政管理局の方から三十六年の四月十二日に通達が出ておるわけでありまふが、この通達は現在も生きてゐるのかどうか、初めにちよつと回答していただきたいと思つてあります。

○説明員(神澤正藏君) お答え申し上げます。

いわゆる懇談会等行政運営上の会合につきましては、国家行政組織法第八条に基づく審議会等と混同を避けるために御指摘の三十六年の通達に基づきまして運用を図つておるところでございますが、現在でもその精神に基づいて運用をいたしております。

○大森昭君 そうしますと、この通達を読みまふと、懇談会を開催するときはあらかじめ行政管理局と協議をされることになっておりますが、前回設置されました金融の分野における官業の在り方に関する懇談会は、俗に金融懇と云われておりますが、これについては行政管理局に事前に話があつたわけですか。

○説明員(神澤正藏君) お答え申し上げます。

この通達によりまふと、「懇談会等を開催に於いて開催しようとするときは、予め行政管理局に協議されたい」、こういうことになっております。本懇談会は、この協議の対象になるものではございません。しかし、このような会合が年初に開催されるということにつきましては、あらかじめ私どもの方でも話を聞いております。

○大森昭君 事前に行政管理局に話をしないでもいいものであるということですか、いまの回答は。

○説明員(神澤正藏君) この通達ができまして當時、要するに閣議決定で置かれる審議会というものがかなりあつたわけでございます。そういう閣議決定で国家行政組織法第八条に類似するような審議会を置くのはおかしいのじゃないか、こういう御指摘が当時の国会の論議の中でございまして、それを受けて設けたわけでございます。あくまでも私的諮問機関ということで、あくまでも私的であるということを確認にさせるということでは

この通達ができただけでございます。

○大森昭君 どうも箇切れが悪いですね。事前に協議もされてない、閣議にも諮つておらないということになりまふと、まあ當時はという話もありましたけれども、この通達が生きてゐるということになりまふと、この金融懇といふのは何ら権能もなければ、この通達にも違反してございまして、どういふふうに解釈したらいいんですか。

○説明員(神澤正藏君) お答え申し上げます。

日常、行政上の問題について所管の大臣がそれぞれ民間の有識者に話を聞くということは従来から行われておりますこととございまして、特にそれを制約する必要はないというふうに考へております。

○大森昭君 いま言うように、いろんな行政を行うのに多くの人たちの意見を聞くことを私自身も否定はしてないんですよ。否定はしてないんですよ。ただ、この通達を読みまふと、いろいろ行政を行うに当たつて所掌事項があるわけでありまふが、その所掌事項に対して何ら行政機関としての意思決定を左右されるものでないというふうには、いまの答弁でいきますとこの懇談会というものはそういう性格のものであるというふうに理解していいんですか。

○説明員(神澤正藏君) お答え申し上げます。

国家行政組織法第八条に言ひます審議会と申しますのは、第八条で設けられまして調査あるいは諮問に依つて答申等を行う機関というところで、個々の委員の先生方の御意見のほかに答申という形でその審議会としてあるいは調査会としての御意見を承る、こういうものが第八条で言う審議会等とございまして、各有識者の御意見を個別に承るといふものが懇談会等というふうに理解しております。

○大森昭君 あなたの言うことはわかつてゐるんだが、郵政審議会とかそういうものがあるにもかかわらず、この金融懇といふのはいろいろ検討するわけでありまふけれども、郵政審議会の中で

議論するような問題までこの懇談会でやつてくれということになつてゐるわけですよ。それはわかつてゐるでしよ。この目的わかつてゐないですか。このいま金融懇と云われるものが何をやるかということはおわかりですか。

○説明員(神澤正藏君) 承知いたしております。

○大森昭君 承知をしていれば、いまこの通達から見ると、そういうものはできないことになつてゐるのじゃないんですかと聞いているんですよ。

○説明員(神澤正藏君) いまの郵政審議会等と

○大森昭君 いや、郵政審議会じゃない。郵政審議会の問題じゃない。

○説明員(神澤正藏君) はい。

今回の懇談会で議論される問題はもう少し広い金融における官業のあり方について、こういった広い問題でございまして、いま先生御指摘の郵政審議会等の議論をいたしたく範囲を超えてゐるのじゃないかということとございまして。

○大森昭君 どうもはつきりしませんが、現実には設置されてゐるわけでありまふから、あなたの答弁といふのは何とかこれをカバーしようという気持ちがあるからそういう答弁になるんでしようけれども、私は現実には設置されたから、設置されたものについてどうという意味じゃなくて、行政管理局のこの通達から見ると、これあなた生きてゐるというわけだから、好ましいかつこうではなかつたけれども現実には生きてゐるんですよというのならば話はわかるけれども、あなたカバーしようとしてゐるから。

この通達、たとえば、もっと具体的に言つと、この三項を読みまふと、「関係書類に審議会、協議会、調査会等の名称を冠すること」、「設置する」といふような記載をすること、これは全部「疑惑を招くおそれがあるもので適当でない」と言つてゐるわけですよ、この三項で。ところが、この金融懇の内容を読みまふと、「有識者による懇談会を設置する」と書いてあるわけだ。これはどうですか、それじゃ。

○説明員(神澤正藏君) お答え申し上げます。

確かに先生御指摘のように、「設置する」といふような記載をすることについてはこの通達で適当でないとしてございまして、ここでもまた歴史の話になつてしまつてございまして、従来こういった閣議決定等で置かれたものにつきましては存続期間等について明確な規定がなかつたというところで、まづ第八条に基づく審議会等との異同が明確でなかつた、そういうことを受けましてあくまでも臨時的なものである、したがつて存続期間等もあらかじめ設定してそういう混同を起さないようにしたい、こういう趣旨で設けられたものでございまして。

いま御指摘の郵政懇につきましては、「設置する」といふ表現が用いられておりますけれども、本年八月末までに御意見の取りまとめをするというところで、恒常的に設置されたものではないということとで私ども理解しております。

○大森昭君 どうも箇切れが悪いですね。いま私の聞いたのは、「設置する」といふような記載をする」と、これ「疑惑を招く」と書いてあるから、いいですか、八月がどうかこうとか言つてゐる問題じゃないんだ、私の質問してゐるのは。そうすると、これには「設置する」ということが書いてあるから、これはどうなんですかと聞いたわけですよ。いずれにしても、いまあなたがさつき言つてゐますように、この懇談会は国家行政組織法第八条に基づいてできたものでないことは明確ですね。そうなつてきますと、この金融懇において答申がまともなわけでは、郵政審議会いろいろな意見があるような場合には、郵政審議会みたく一つの結論を出さないでいいということになるわけでしょう、これは。

○説明員(神澤正藏君) いま申し上げ、先生も最初におっしゃいましたように、懇談会というものは出席者の意見が表明される、合議機関としての意見ではなくて、単一の意見ではなくて先生方の御意見が表明されるということとございまして。したがつて、審議会等のように一本の形で答申と

いうものは出されないということでございますが、一応懇談会で皆さん、先生方がお集まりいただいた一応の結論というものは整理されるのではないかと考えております。

○大森昭君 私、なぜこういう問題を初めに年金の問題のときに問題提起していますかといふことが、たとえばこの年金の問題もそうなんです、大臣のお言葉を揚げ足とるわけではないのでありますが、「最近における高齢化社会」なんて言っちゃって、最近じゃないんだよね。高齢化社会に移行するな、最近というのは有識者は何年も前から言っているわけなんです。とりまなおさず、これ年金を開始して直ちに年金支給じゃないんです。そうすると物すごくおくれた時期に、高齢者が満杯になったところに支給開始ということになるんですね。ですから、そういう意味からいいますと、貯金の問題にいたしましては、保険の問題にいたしましては、前回の郵便法の際の小包の問題の宅急便と絡んでの問題にいたしまして、少し郵政事業全体がやはり先を見越してピッチを上げなきゃいけないだろうと思うのにもかわからず、こういうわけのわからない問題が出てきまして、貯金事業だって何か新しいことをやろうといつたって、この答申が出るまでにはどうなるかわからぬからといって、これに对应して新しい発想なんか浮かばないですよ。だから、私はこういう問題をこさらいま提起をしているのであります。

いずれにいたしまして、いま行政管理庁が言われますように、私の理解では、閣議にも諮っておらない、この通達にあらゆる面から見てもまだ違反していますよ。答申が出せないとか何とかという問題だけじゃなくて、きわめて郵政事業全体を拘束するものにはならないといふふうに私見しているわけですが、しかし、いずれにしても現在やられているわけでありまして、そこで、いまの質疑を通じて、郵政省自身は一体どういふふうに理解をしているのか、郵政省としての考え方をちょっと聞きたいわけでありまして、

○政府委員(鴨光一郎君) ただいま行政管理庁の方からお答えございましたように、この金融懇談会、国家行政組織法で申します八条機関ではないというのとは私も同じ認識でございます。ところで、昨年の末にいわゆる金融懇談が設けられて、現在各界からのヒヤリングが行われているという状態にございます。ただ現在の段階で先生方からどのような御意見が出されるものか、現時点では予測をしがたい状態にございます。郵政省といたしましては、この懇談会のヒヤリングがございました際に、官業といふふうなことだけでなく、それも郵便貯金だけを取り上げるのではなくて、金融制度各般にわたって幅広い検討をしていただきたいということと意見を申し述べてございます。委員の方々に郵政省の考えを十分に御理解をいただいた上で検討していただいて、公正、妥当な御意見が出されることを期待している状況にございます。

○大森昭君 いろいろ経過があつてきた問題でありますから、できた限り、その中で郵政省の意見を最大限に反映してやるんだということは当然だと思ふのであります。ただ問題は、大衆国民全体にかかわる問題でありますし、貯金事業百年の大計にかかわる問題であります。そういう意味からいいますと、私はこの五者会議がどういふ形で意見が出てくるかわかりませんが、仮に現行のやり方と違った結論が出た場合、明らかにこれは法令なりあるいは労働条件なら協約を改正するといふような場合も生じるでしょうが、いずれにいたしまして、そういうものを経て対処していく、こういうふうな理解していいですか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先ほど申し上げましたように、金融懇談の委員の方々に郵政省の考えを十分御理解をいただきたいということを期待いたしておるわけでございますけれども、御意見が出ましたとすれば、そういう検討の経過も踏まえ、てわれわれとして対処をしてまいるつもりでございます。

いますけれども、何にいたしましても、まだ結論が出されていない段階でございます。それで、仮にということになりましても、御指摘のように法令なり協約なりを改める必要が生じたということが、つまり仮に出たといふと、そのような対応を、つまり法令、協約を改正した上で対応をするといふことが必要であらうといふふうに考えております。しかし、あくまでもこれは、まだどのような御意見が最終的に出てくるのか判断をしがたい状態でございますので、仮にという前提で話でございます。

○大森昭君 もともと、いま行政管理庁が言うように、答申という形ではこれは出ないんですよ。それはこの先生方のお話だつてあなた方聞いていると思ひますが、これはテレビなんかでもやっていますよ。もう言っていることはわかっているんですよ。この先生方の大体主張というのは、さうなつてくると、さき行政管理庁の方も言われたように、一本で出てくるというわけにはないわけだ。私はそう見てくるんだよ。だから、そうなつたときに、大臣が尊重されると言われたことを別にどういふ意味じゃないんです、だけれども、尊重の仕方というのをやっぱり郵政省がきちと持つておらんと、これは八月ですけれども、どういふ形が知りませんが出てくるのは、そのときのやっぱり心構えを郵政省がきちと持つておらないとまずいんじゃないかといふことで、きょうはこれ以上詰めません。

にわかにできたと言ふと怒られるかも知れませんが、こういう形のものでやはり事業が曲がっていくようなやつでいいますと大衆問題が起きますので、どうかひとつ、いまのうちに意見反映することは結構であります、しかし必ずしもこの経過からいいますと、郵政省の意見といたしては余り聞かないといふような形でこの金融懇談ができたといふふうな理解した方が素直だと思ふんですよ、私は正直言つて。そうすると、相当変わったものがそれぞ委員から言われたときにそれを尊重してなんといつてやられますと聞

題が起るし、とりわけ、ここで法律改正の問題だとか、郵政審議会のいままでの経過だとか、あるいは労働組合との関係だとか、郵政省はいかなることを言われても、それを尊重するにしてもそういう手続を経なければならぬといふことを、この金融懇談の中であなたたちだつて意見聞かれるわけだから、きちつと言わなきゃいかぬと思ふんですよ。いままで郵政省呼ばれてそういうこと言っていますか、金融懇談の先生方に。

先生方に自由に御意見を出していただいても結構ですが、しかし、その御意見は、郵政省が実施をするときには貯金の法令を国会で改正しなきゃならないという問題も出ますし、労働条件にかかわるものは労働協約を要更しなきゃならないという問題も出ますしという話をきちつとしておかないと、ある一つのことを想定してそれの結論を出すときに、その委員の方々に、そういうこと自分かどういふ意見を言えばそれは法律改正になるのか、あるいはどういふことをやれば労働組合との摩擦が起るのかとか、あるいは問題がそこで生じるのかといふことを理解させませんと、その委員の人といふのは勝手なことを言うわけにかなないわけですから、そういうものを頭に置いて委員の方といふのは意見を言うわけですからね。だから、そういうことなども、この金融懇談に出て郵政省が業務の実態だとかあるいは貯金事業のあり方という問題を理解してもらつたのと同時に、そういうことも主張しておきまないと、大臣はとにかく尊重すると言つておられるわけですから、尊重するのはいいんですけれども、そういう手続を経て尊重をするという内容だといふことをしつかり言っておかないと、また委員の人だつて、何だ、せっかくおれこう言つたけれども法律改正しなきゃその意見は通らないのかとかいふことになりまして、それから、そういうことをちゃんと覚えておかないといふ私は思ふんですが、そういうことを金融懇談で言っていますか。

○政府委員(鴨光一郎君) 先ほど申しましたように、私どもといたしましては、現在金融懇談におい

印象で反対があったみたいになつてい
ると言われましたけれども、もうすでに企業年金
なんかは実施されているわけですよ。だから、今
回の法案では団体年金やることになっていません
が、少なくとも郵政省は、いま企業がどういふ年
金をしているのなというのをつまびらかに把握
してありますか。把握していないと思うんですよ。
何か個人年金が普及をしようといふて、次にま
たある一定の時期が来たら団体の年金でもやるか
ぐらゐの考えでやったのでは、これは事業が後追
いですからね。だから、きょうの質問じゃちよつ
と無理なんでしょうけれども、団体保険をやるに
当たってはすでにどういふものが企業の中では熟
しているのか熟していないのかという問題を少な
くとも専門のスタッフをそろえてやるような取り
組みをしなけりや、これは団体年金についてはや
るにしてもやらないうちに結論が出ませんよ。
だから、どうかひとつ、個人年金の問題は各党賛
成で法案が恐らく通過するんでしようけれども、
団体年金の問題も早急にひとつ作業を進めていた
だくことを要望だけしておきます。

○政府委員(小山森也君) 実は、御指摘の点につ
きましてはすでに検討はいたしておりました。いま
の企業年金等の団体年金につきましても研究は
続けております。ただ私、当面と先ほども申し上げ
ましたように、このところはすぐに団体年金
を実施することは考えていないと申し上げたわけ
でございます。いむゆるこれにつきましても研究
というものはいま現に進めておるといふことを
申し上げておきたいと思ひます。

○大森昭君 きょうは大蔵省来ているんです
か。——いま法案がなせられたかという問題の
中で、民間との競合の問題などについて大きなウエ
イトを持っておかれたというお話もありましたけ
れども、少し大蔵省も考えていたのかなきやなら
ないんですが、いままでずっと見てみますと、た
えば簡保が四十九年に疾病傷害の特約をつくる
といふことになりますと、民間保険の方もそれと
同じようなものをつくって大変伸びたとか、ある

いは郵便貯金の方が進学ローンをつくつたといふ
ことになりますと民間金融機関の方も進学ロー
ンが一斉にスタートした、こういう歴史がありま
す。そういう意味からいいますと、大蔵省の考え
ておることは何を考へておるのかわかりません
が、民間がおくれている分野では官業が優先をし
て民間業界がそれに刺激を受けて普及に乗り出し
たり、あるいは競合の中で民間サイドが発展を
したりといふようなことではないかと思ひます
ね。ですから、必ずしも官業が新しいものをやる
ことは民業圧迫だなんていう考え方を持っておら
ないのだからと思ひますが、一体大蔵省という
のはこの辺はどういふふうに考へていられるん
ですか。

○説明員(佐藤徹君) 私ども、一般的に言いまし
て、官業の持つてゐる意味合いというのは、民間
の全くやっていないものを国がやり、これは当然
だと思ひます。しかし民業と官業とがある意味で
競合していくような場合に、それを一体どういふ
ふうに官業の役割があるいは立場というものを認
識するかという点につきましても、先生おっしゃ
るその刺激的な効果あるいはその先導的な効果も
含めまして補完的な役割を持つものであるとい
ふふうに考へております。

○大森昭君 だから、そういうことを考へてい
るのなら、現行二十四万でしよう。それをとめたわ
けです。大正十五年からやっていたやつを。だ
から、新たにこの問題という問題じゃないわけ
です。このいま提案されておる法案というのは、中
身の変更にありますけれども、さつき質問した
ら、官業と民業との問題でこの法案が大変おくれ
たという話なんですよ。そうすると、民業を代表
してゐるのは、大蔵省が民業を代表して郵政省に
いちゃもんつけておくらしているんじゃないで
すかと私は聞いておるわけですよ。

○説明員(佐藤徹君) この法案を御提案するよう
になりますまでかなり長い月日いろいろな議論
をしてまいりました。私ども大蔵省としての立場
から御意見をいろいろ申し上げたわけでありま

が、もともとある年金制度を改善するだけじゃな
いかという点につきましてもいろいろ議論がござ
いました。と申しますのは、実は法律そのものは
ずっと存在しているわけですが、ある時
期からかなりの期間事実上郵便年金の新たな募集
というのを停止しておりました。その間に民間
の生命保険会社等におきまして、郵便年金事業が
まだ草創の段階ではございますけれども、かなり
普及が進んでまいりました。そういうような実態
がございますので、そこで新しく始めるのに近いよう
なニ
ュアンスが民間のサイドで持たれたことも事実で
ございます。そういう点を踏まえて私ども
いろいろ御意見を申し上げたわけでありま

な。私どもただ民間生保会社の利益を代弁し
てゐるだけではないで、大蔵省という役所は全体
として金融のいろいろな問題を所掌しております
で、そういう金融的な面から御意見をいろいろ
申し上げたわけでありま

○大森昭君 いずれにしても、大蔵省が金融全体
の問題でいふのはいつも答弁することは決ま
ていまして、何かやるときは、進学ローンのとき
もそうなんですけれども、財政一元化を崩すもの
だ、二百億郵政省が進学ローンで自主運営するだ
けの話でも金融財政一本やりなんです。大蔵省
というのには、御案内のように郵政事業とい
うのは現業官庁ですからね。ですから、そうい
う意味からいいますと、できるだけそれは金融財
政あるいは民間の立場も主張されることはいいん
ですが、最近、率直に言いますと、郵政事業自体
を拘束するような範囲まで少し大蔵省はのめり込
んでゐるんじゃないかという感じがいたします。
私は別に郵政省の立場になつてゐるわけじゃない
んですがね。

今回の問題はこういうことで決着がついたわけ
であります。いづれにしても、事業を進展させ
るために民間にもかかわり合ひが出てくる、国家
財政の一元化の問題にもかかわり合ひが出てくる
という問題もこれから出てくると思ひます

れども、少し大蔵省というのは、現業官庁がみず
から事業を運営をしていくという面について配慮
をした上でやっぱり意見を言つてもらひませ
んと、大蔵省がだめと言へば何でもだめだみたい
なかつたやうな、郵政大臣といふのは大蔵大臣の
下にいるわけじゃないんですから、どうかひとつ
そういう点で、いま私は率直に申し上げて、歴史的
に言つても民間といふのは官業と競合しながら
民間の事業の方も発展をしようといふ歴史
過程を言つただけであります。どうかひとつ
そういうふうなことをお願いをいた
しまして、大蔵省結構です。

○委員長(福岡知之君) 佐藤審議官、結構でござ
います。

○大森昭君 そこで、厚生省にちよつとお伺い
いたしますが、もともと私どもは、公的年金が充実
をしておれば国民の老後というものは保障される
だらう、したがって、あらゆる機会に福祉を充実
するといふことを主張しているわけでありま
す。最近の財政再建問題をめぐりまして、さらに
高齢者の方がふえるといふような問題で、それ
ではある程度限界があるだらう、したがって国
民の一人一人の方が自助努力をすることに
任意年金が必要であるといふふうに考へてきて
いるのであります。しかし、もともとは公的年金
の充実といふことを基本に考へておるわけであ
ります。この辺のいむゆる公的年金について、厚
生省としては現状と今後の方向について何かお持
ちになつておられますか。

○説明員(長尾立子君) お答えを申し上げます。
まず、公的年金の現状でございますが、わが国
では昭和三十六年に国民年金といふことになり
まして、二十歳から六十歳までの方は何らかの形
で公的年金に入つていただくといふことになつて
おるわけでございます。

五十五年の三月の数字で申し上げます、各種
の公的年金に入つていただいております方の数は
五千八百七十二万六千人といふことになつてお
ります。年金を受けておられます方は全部で千五百

八十四万六千人でございます。このうち、老齡年金を受けておられます方が千百六十五万八千人ということになっておるわけでございます。

お受け取りになっておられる額でございますが、現在の受給者の方の場合には、国民年金でございますと十年年金受給者または福祉年金受給者の数が非常に多うございまして、この方々の場合には月額にいたしまして二万四千円または二万七

千円程度の年金を受けておられるわけですが、本来の資格期間を満たしました厚生年金の年金に男子の方の場合には十三万六千円ぐらいの年金になつておるわけでございます。これは現実の働いておられます方の賃金の約六割ということをめざして水準を設定いたしておるわけでございます。

今後の公的年金の方向ということについてのお尋ねでございますが、私どもも、今後高齢化社会ということに突入するわけでございますが、お年寄りが増えてまいりますということにつれまして公的年金におきましても受給者の方が急増するということになるわけでございます。厚生年金で例をとらしていただきますと、現在の受給者が将卒において、たとえ昭和八十五年という時点を見ますと約五倍程度になるのではないかとというふうに推定をされておるわけでございます。先生からお話がございましたように、この費用をどういう形で賄っていくか、なかなかむずかしい問題が多いと思うわけでございますが、御指摘のよう

老後の生活設計の中で中心的な役割りを果たすべきものというふうに考えておるわけでございまして、現在、先ほど申し上げました現在の方の大体六割というような水準につきましてはこれを維持するという方向でその充実を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○大森昭君 いまなかなか生活も容易じゃないですね。とりわけ最近の状態を見ておりますと、みんな住宅ローンで家を買いますので、それでおなかなか任意保険も、郵政省はどういう計画を立てて募集をしていくかということをやっていくかと

くわかりませんが、これはなかなか正直言つて容易じゃないわけでありますので、こういうものできたからといって公的年金をサボられたものではこれは大変なことになるわけでありますので、どうかひとつ、なお一層公的年金の充実についてお願いをいたしまして、厚生省結構です。

○委員長(福岡知之君) 長尾企画課長、御退席ください。結構でございます。

○大森昭昭君 どうもありがとうございました。
次に、端的に申し上げますが、この七十二万といふのは、保険局長、何か根拠があるんですか。
○政府委員(小山森也君) 郵便年金の最高制限額をつくりますに当たりまして、私どもまず四点のことを考えたわけでございます。

先づ、御託辭にもありません。第一、公的年金が老後の生活を保障する中心になるべきかどうか、ということから公的年金の水準はどうかという点と、第二に、国民の老後の生活費はどうかという点と、要ならぬかということ、第三点として、掛金の方から見まして負担可能なものかどうか、それと、郵政省、行、共済郵便年金としてやると

かまた郵便局でを行います郵便生命として、人々のいものかどうかということ。それから第四点といまして、やはりこれは私どもと同じような仕事をして国民のためにやはり事業をやっております民間の事業者のことも考えなきゃいけないわけでございます、民間の個人年金との調和ある發展というものにどうやって配慮するか。こういつた四点から考えたわけでございます。

公的年金の水準といひますのは、先ほど厚生省からお答えがあつたとおりでございます、私が重ねて申し上げる必要はないかと思ひます。

それに対して、総理府の昭和五十四年の定計の調査というものを見ますと、今度はいわゆる第二点のどれくらい老後の生活は費用がかかるか

という点でございしますが、これは十七万二千円という資料が出ております。したがって、この差額が約六万円となるということをごまづ、ここでもって押さえたわけでございます。こういった場合、この六万円に該当するものを全部郵便

年金でカバーするかどうかということも一ヶ半箇
の中に考えなきゃいけないわけですけれども、一
応これを全部郵便年金で賄ったかどうかというこ
とをまずめぐらしたわけでございます。

次に、もう一つの点であります掛金負担の面で見たわけでございます。そういたしますと、大体ただいま、簡易保険の例を挙げますと、簡易保険の制限額が一千万円になっております。この一千

万円に四十歳の男性が加入した場合の掛金は大体年額四十四万円程度だということでございます。それじゃ、その四十四万円というのはどういうふうに理解するかと申しますと、一つとしては「営業」と民業との関係におきまして、ただいま簡易保険の最高制限額一千万円というのは一応のいまの金の損失の中で認められたい形での「郵政省の範囲では」ということではないかと申します。

なにか、こう考えておられます。そういたしませんか、その四十四万円というのが、片方ではそういう理解がありますと同時に、今度は本当に掛金の負担として一般の郵便局にふさわしい掛金であるかどうかということを検討しなければならぬと思えます。

そこで、これは昭和五十五年の貯蓄増強中央委員会が行いました貯蓄に関する世論調査というものがございいます。これを見ますと、四十歳、五十歳代の世帯の平均的な年収は四百二十六万円である、また年間の貯蓄増加額、新たに貯蓄する金額でございいますが、これが平均七十六万円と出ております。したがって、この郵便年金の最高額

限額を四十万円前後にするということは、掛金そのものとして平均的な家計にもそう大きな負担にはならない、さらに年金以外の別の金融資産も選択することができるのではないかとというようなことから考えまして、大体平均的な年金で置きまして年間四十万円程度の掛金という制限額はどうま

○大森昭君 大森名答井ですが、最初は郵政省は二百四十万を提案をいたしまして、自民党の五者案では九十六万になって、七十二万になつてきたわけでございます。

た。大塚「まい詰明をさねるのて、さういふておれ！」

ますが、そういうことなら初めから二百四十万な

んて郵政省提案しない方がもつと早くいったかも

わかりませんよ。いま局長はきわめてスムーズに

次に、即時年金はなぜやめたんですか。
○政府委員（小山森也君） 即時年金でござい
ますが、やはりこれにつきましては、郵便年金

郷更年金におきまして即時年金をいたします場合と、それからまた私どもやっている事業というのと、国営事業でありますので、国の責任でやっているといふことから考えますと国全体の金融秩序の中和の調和というものも考えなければならぬ、こういうことでございます。そういたしますと、

にそれが郵便年金として機能していくかどうかという、価値ある形での年金になった場合の掛金のこと考えますと相当高額になるわけでございまして。一時に相当多額の掛金を払い込んでいただかなければならない。そういたしますと、金融市場全体における資金配分上の現状にかんがみまし

て、とりあえず今回の改正におきましては即時年金は行わないこととしたものでございます。しかしながら、郵便年金が本当に加入者の要望に沿って本来の機能を果たしているかどうかということとは私ども常に考えなければいけないこととございまして、今後とも重大な関心を持ってこれについては検討してまいりたいと思っております。

○大森昭昭君 郵政大臣、いまの保険局長の答弁で即時年金については今後検討するということで、大臣、よろしゅうございますか。

○國務大臣(山内 一郎君) 今回の、局長が答弁をいたしましたように、いろんな点から原案には御意見を仰ぐように入っていないのでございますけれども、いろいろそういうお話もぜひなん聞きま

す。どうして即時年金をやめたかというような点もございますので、時間をかしていただきまして、検討をさせていただいて今後に対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○大森昭君 次に、資金の運用ですね。これは年金を支給する場合に、掛金の多寡の問題もありますけれども、いかにインフレに対応してより保証していくかという資金運用というものが重要な役割を果たすわけであります。今回の提案で、運用範囲が当初提案よりも狭められておりますが、これで大体年金の加入者に対しての保証はいけるというように判断をしたのか、それともこれは、大蔵省がいまいませんが、何か大蔵省あたりからまたクレームがつけられたんですか。

○政府委員(小山森也君) 資金の運用の範囲につきましては、当初案については、いろいろな面からの御意見があったことは事実でございます。しかしながら、資金運用の対象というものをいろいろに分けるということの基本的な一つのねらいといえますものは、年金の実質価値を維持する。そのために、利子が高くするというよりは、いろいろな経済変動、特に年金といえますのは長期間にわたる契約が履行するわけでございますから、その間における社会経済の変動に対応する能力があることが第一でございます。したがって、有利といえますか、利子が高くするというよりは、多角的に運用して、いろいろな経済変動に対しての対応力を強めるということを一番の眼目としたわけでございます。

しかしながら、現在のところいわゆる財投のほかに金融債、社債等に運用しているわけでございますけれども、保険の例を見ますと、利子そのものといいたしましてはかなり有利な運用になっていて、お客様に対してかなりの剰余金の配当をしているという状況であるわけでございます。これに加えますに、さらに外貨建ての外国債とか金銭信託、銀行預金、銀行預金の中でも特にCDというものを考えておりますけれども、こういうものを加えますと、単に利子の問題以上にそういったいろいろな経済変動に対応する能力が相当大幅にふえる、こう考えまして、株式、不動産というものにつきましては今回とらなかつたものでございます。

なお、なぜそういうことにしたかといえますのは、ただいま申し上げた理由のほかに、一つは現状といたしまして、元本保証のない株式等に投資する緊急性というものは現在のところ考えられないというところから、このような法案として御提出申し上げた次第でございます。

なお、つけ加えて申し上げますけれども、先ほど来申し上げましたように、経済情勢というものは、これから先のことを見通すことがなかなか困難でございます。したがって、今回のこういった法案としては提案しておりますけれども、当然私どもの責務といたしまして、これから先の社会経済情勢の変化というものは十分見守っていきまして、さらにこういった拡大を要するというようなことが現実におわれの身近として考えられるようなときにありますれば、十分こういった検討をしてそれに対処する努力をすべきだ、こう考へておる次第でございます。

○大森昭君 いずれにしても、これは私的年金としての個人任意年金ですから、そういう意味からいいますと、資金運用については受給者としては最大のこれはポイントになるわけでございます。どうもいまの保険局長のお話を聞いていますと、保険事業のという従来の簡保の運用の範囲——もちろん私は不動産なんかやれと言っているんじゃないんです。こういう世の中ですから、必ずしも不動産などについては前みたいに買えばもうかるなどというわけにはいきませんから多少検討が必要だろうと思ひますが、しかし本質的に、いづれにしてもその加入者の利益を擁護するという観点に立てば、従来の簡保の運用範囲なんかではこれはとても受給者に対しての利益を与えるというわけにはいきませんので、私はいづれにしても、この法案をすぐ修正するというわけにはいかないでしうけれども、郵便年金の資金については事業の性格に適合した完全な自主的な運用体制を確立することが必要だ。そういう意味では、今後この資金の運用については抜本的な改善を図った方がいいんじゃないかと思うわけでありますが、大臣、重

ねて、いま局長からも答弁ありましたけれども、どういうお考えでしょうか。

○国務大臣(山内一朗君) 御指摘のございましたように、郵便年金で一番重要なことは、やはりその掛金の運用にあると思うわけでございます。運用の仕方によりまして所定のような増減式にならないということもあり得るという点で、非常に重要な点でございます。

そこで、いろいろ簡易保険局でも検討してもらいまして、いま御提案している線で大體いけそうだと、国民の皆さん方の御期待に背かないようにできまして、こういうことで御提案を申し上げていくわけでございますけれども、増減をさらにやることはまことにいいことではございますので、そういう点についてさらに一層の研究をして運用のよろしきを期したい、こういうふうに考へているわけでございます。

○大森昭君 きょうは余り中身の議論いたしませんで、基本が五%なんです。それで運用資金で運用が五%以上になれば配当というんですか、剰余金というんですか、そういうものを出すという仕組みなんです。私は正直に申し上げて、五%というのはいさなうたんでしょうけれども、基本が五%なんていう問題についても、どういう経済の見通しだとか、今日の金利状態を把握しているかということがあるのでありますが、きょうはそれは触れません。触れませんが、しかしいづれにしても、加入者の方々にいろいろな商品という意味合いからいいますとやはり資金の運用が最大のポイントだと思ひますので、いま大臣から御答弁ありましたけれども、ひとつ将来にわたっての検討をお願いしたいと思います。

それからとりわけ公的年金充実が本来の姿であります。先ほどの説明があつたような状態で郵便年金をつくるわけでありまして、そういう意味からいいますと、税制などについては現在どうなつておるのか。それから端の言えれば税金なんかは取らなくてもいいじゃないかという感じもするのでありまして、そういうわけにはいかないの

いかないという理由について、ひとつ説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(小山森也君) 郵便年金に關しまする税制の現状からまず申し上げますと、ただいま私に述べた掛金についてでございますけれども、これは所得税法に規定いたしますところの生命保険料控除と一緒にござります。これは所得税法のほかに地方税法にもかかつてくるわけでござります。いづれにしてもこれは掛金では生命保険料控除と一緒にござりますという現状でございます。また、たとえば御子息が阿親のどちらかに年金を掛けてあげて、それで老人になつた場合にそれを受け取つていただくというような例をとりますと、これは贈与税というふうなものが今度は受け取る場合にかかるという形になっております。

そこで、私もいいたしましては、それを民間の事業者とこれは共同いたしまして、この年金の掛金につきましては生命保険と別枠にして、しかもこれがもっと金額を高くした所得控除をすべきではないかという要望、それから贈与税といたしたいという要望を出しておいたわけですが、ただいま先生御承知のとおり財政事情等がございまして、今回はこの実現がならなかつたという次第でございます。

○大森昭君 いずれにしても、年金法案が通れば外務員の方々がこれまた一生懸命募集するわけでありまして、少し理解も足りないのかもわからないうんですが、前回もどこでばくは指摘しておつたと思ひますが、マスコミなんかには少し誤った記事が出まして、いろいろ言われています。無責任な態度も少しあるんですが、長生きしないうや、八十五歳まで生きなうや損するとか、あるいは民間と比べてや今度できるやつは余り得じやないとか。ですから、どうかひとつ、法案が成立をして具体的に実施をするというときには、職場で働いている人の保険の外務の方々が働きやすい環境をひとつつくつていただくことを、これは要望だけしておきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

います。
○成相善十君 それでは質問させていただきます。

いま大森さんからの御指摘がございました、またいろいろ説明があったので大体問題は尽きておるわけですが、これは当然やるべきことを郵政はやらねばならないことであるわけで、自助努力によつて老後の生活の安定を得たいという願望、国民の強い期待にこたえて郵政省が郵便年金の改善構想を発表した。これは言われますように、一昨年の秋、大西郵政大臣のときであったように思いますが、その時点では少なくともこの郵便年金というものはさうとして新種の年金であるという構想が発表されたと思うわけです。これはちょうど時宜にかなつたことで、戦後経済変動の中で国民は貯金や保険や年金、こういったもので大変苦しい経験をしたわけで、経済変動に強い適増する年金、こういったところに魅力が持たれたわけですが、また一方では、福祉対策というものの財政負担が急激に増大して、いま大きな議論を呼んでおるわけですが、とかく福祉とか年金などというものは国が十分にめんどうを見るべきものである、こういったような安易な物の考え方に流れる、こういったものが、そうした中で元気で働けるときに自分の力で積み立てて老後の生活をより充実したものにしたい、そういう願望が高く評価された。

こういつた意味においては全く時代の要請にこたえたものだ、強い支持を受けてスタートした、このように考えるわけですが、したがって何の文句もなしに容易に実現するものだ、またそういうふうな考えでおったわけですが、いまお話があったように、金融業界や大蔵省の強い反対に遭つて、一昨年末の五十五年度予算折衝では最後まで「引き続き調整の上、成案を得ることとする。」というこで五十六年に持ち越された。昨年の五十六年度予算折衝でも最後まで難航して、その間で「新種」という名前も消えてなくなつて、いやこれは従来の年金の改善だ、こういったこ

とになりましたし、運用の幅も当初の構想より大分後退した、それだけ魅力も減つたということであるわけですが、そういうようなことで、難航しながらも十二月二十八日の三役折衝で「五十六年九月を目途にこれを実施する。」というこで基本的に今日のように決まったわけですが、この間、郵政当局が大変な努力をされたということには敬意を表するものであるわけですが、しかし、それでもなおかつ、こしに入つて年金の最高限度額をめぐつて大蔵省と郵政省が鋭く対立した、こういったことであるわけですが、またそれに伴つてマスコミも大変大きく取り上げたわけですが、そういうことに伴つて国民の制度改正実現への関心というものが、あるいは期待というものも一方において非常に高まりを見せてきた、こういったこともまた事実であらうと思ひます。従来からある郵便年金を時代の要請に合致するように改正することは、国営事業としてこれは当然の、先ほど申し上げましたように責務である。にもかかわらず、なぜこれほどまでに難航し大騒ぎとなつたかということですね、これを、いま大体お話はございましたが、重ねて御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小山森也君) 先ほど大森先生にも御説明申し上げたところでございますけれども、片方において非常に熱心な支持者がありまして同時に、片方からは金融業界を中心としたしまして反対があったわけでございます。やはりその中で、は、総論として申し上げますが、いわゆる物の考え方が基本的に違つていた点もございまして、民業を圧迫するものであるとか、金融秩序を乱すものであるとか、あるいは官業は民業の補完的役割を果たせばよいというような主な三つに集約できるかと思ひますけれども、そういったような総論での反対というものがございまして、また一つの哲学の相違というものがございまして、なかなかこれが解決に至らなかつたという点がございまして、さらに、この基本的な点をひとつ解決いたしま

して、それではやはり郵便年金の改善、法改正というものは必要であるという結論に達した後も、今度は具体的にそれでは法案の内容をどうするかという点になりますと利害関係という点もございまして、特に官業は民業の平均以下であるべきだというような一種の、どういふ論理だか私どももよくと理解に苦しんだのですが、そういったパラメータ論というものが出てまいりまして、今度は最高限度額においてまた非常に難航したというやうなことでございまして、法律案の最終決定までに非常な日にちを要したということでございます。

○成相善十君 とところで、十二月二十八日の三役折衝で、先ほどのこれまたお話の金融懇話会というものの合意が行われたわけなんです、その背景となつた郵便貯金のあり方というものですね。それできよは年金の審議ですから郵貯には深入りしませんが、ただここで一言、個人年金に關しての政府・党合意の中の大前提になつておるものが、御承知のように、郵貯の急増を契機として、こういったことが動機になつておることは事実なんです、ところが、この郵貯の急増という問題については、確かに去年の夏以降十一月までは大変な伸び方をした大騒ぎになつたその根拠になつたわけですが、こしになつては、これは四月二日の日本経済新聞の記事の中に出ておりますが、十二月の中、下旬ごろから下がりはじめ一月には前年同期比二一%の減になつておる、二月には同六五%の減になつたというこで、あの当時には大変議論があつたわけなんです、これは一時的な現象であるというこであつたわけですが、ところが、市中の金融機関と大蔵省が大変なあつて方で、いかに昔の話にあるように、水鳥の群の羽ばたきにおびえて浮き足立つて敗走したという故事があるわけですが、全くいまにして考えればなぬほいなるあつてぶりであつたと言わなければならぬほどのものだったと思ひわけですが、むしろ、いまにして郵貯ががんばらなければこんなことではいかぬじゃないかというやうな事態になつておるわけなんです。したがって、そういうやうな「郵貯の

急増を契機として」云々という大前提のもとにくられたこの金融懇話会というものはもう存在価値はないんじゃないですか。どうですか、大臣、改めてこれは取りやめにするように提議されたらいかがですか。お考えをひとつ聞かしてくだされ。

○国務大臣(山内一朗君) 昨年暮れの予算編成の最終段階において郵便年金をどうするか、実施に移すようにするか、また継続にするかというやうな話し合いのときに、金融に於ける官業と民業、これは郵便貯金だけじゃなかつたんです、郵便年金も入れてこれをどうするかというので、合意文書には一項と二項というふうにして書いてございすけれども、実は一項に基づいて二項をやるかどうか決めるというやうな原案になつていたので、したがって、そういう段階においていろいろ議論するといふことは郵便年金をさらにまたおくらせるといふことであるので、これは分離してはならないと困るというやうなことで形が非常に悪くなつておりました、なおかつ実現するのなら九月という日にちを入れておいてもらわなかつたといふ現在のやうな文章に相なつておるわけでございます。

金融懇話会もスタートしたのでございますから、貯金もそうふえないから金融懇話をやめたらどうかという御提案でございますけれども、そこまではなかなか私はむずかしいやうな気がいたしますが、スタートした以上は全力を挙げまして、郵便貯金というものはどういふものであるかといふことを委員の先生方に十分御理解をいただくやうに最大の努力をするというのがいまのやるべきことであらうというふうな考えでおるわけでございます。そして、いろいろと従来の歴史的なことも御了解をいただき、郵便貯金について本質的にひとつ理解をいただきたいものである、こういったやうに考えておるわけでございます。

○成相善十君 言われますやうに、民業圧迫論とか競合論というやうなものはいまに始まつた問題でないわけなんです、これはおのおの立場におい

十分に配慮されながら行われてきておったことであるし、またそうしなければならぬことであるわけなんです、いまことさら事を構えてそういう懸念をつくってなげやらないかな。先ほども水鳥の話をしたわけなんです、大変なおびえ方の結果で上がった事態であるわけで、私はこういうものは、あわててつくったことですから、これは反省すればやめればよいというふうに思うわけですが、せっかくできたものをやめさすわけにはいかぬということでございますので、それ以上は申し上げません。

それで、この問題も、ちょうど年金制度の改正というところ、いま申し上げましたように郵便貯金の一時的な増加現象、これが契機となつて一挙にクロージングされた、こういうことから起きた問題であるわけですが、民間の個人年金が郵便年金に圧迫されて不振に陥る、こういう危惧があるというところであります、これに対して郵政省はどのように考えておるか、それをひとつ御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(小山森也君) いわゆる官業と民業との問題でございますが、民業圧迫論とか何かいろいろございまして、こういふものは一概に官業と民業というものを十把一からげで論議すべきものではないと私も考えております。

特に、個人年金という分野において見ますと、いろいろ統計のとり方はあるのでございすけれども、これは生命保険協会が例年発表しております年報に基づきますこの普及状況を見ますと、民間での個人年金の普及状況は五十四年度末で約三十三万件でございます。これに對しまして、郵政省がやっております郵便年金が約八万件でございますので、合わせまして約四十一万の年金の現在加入者がいるわけでございます。これを全世帯に對する普及率で見ますと一・二%でございまして、また、さらに年金加入が現実問題となつております三十五歳以上の世帯数に對する比率で見ますと一・六%ということになりまして、いわゆる民業圧迫という言葉に相當するそもそ

も個人年金の市場そのものが形成されていらないのではないかとというのが私どもの考えでございます。

さらに、個人年金というふうな仕事は、これは民業でもやりますけれども、内容といたしましては公的年金を補充するといふような形のきわめて公共性の高いものでございまして、その公共性の高いものにかかわらずまたさらに普及が十分でない、こういった場合は、やはり国営事業がそこに存在し機能することによって初めて国営事業らしい一種の誘導機能がそこに発せられて、国民の皆様の間に年金思想が普及いたしまして年金市場というものが開拓されるということになると思っております。したがって市場が開拓される場合に何がそこに結果として出てまいりますかと、やはり民業もそこでもって初めて事業が拡大していくといふふうなことで、むしろ個人年金事業の発展を促進するものではないかと私も考えております。

また、資金の問題でもいろいろ御意見がございすけれども、まず、この個人年金といふものの契約に至ります一つのプロセスのことを考えますと、やはり長期にわたる契約関係だということから、それぞれの御加入者の方が慎重な生活設計に基づかなければならぬ入ろうということに、まず加入の意思が決まらぬ。また同時に、加入の意思が潜在的に決まりまして、それを具体的に一つの加入契約といふことをするまでは、やはり私どもの事業を經營する立場からの積極的な販売活動といふものがきつかけになりませんとなかなか契約に至らないといふのがこの年金といふものの特性であらうと思ひます。

そういう点から見ますと、金融秩序といふ点から見ますと、非常に突如として金融資産が郵便年金に流れ込むといふことよりも、むしろ緩やかな、緩やかな伸びになっていくのではないかとと思ひます。そのような緩やかな伸びになっていくということ、同時に、民間の企業におきましてその間際についているわけではないのでございまして、仕事を

一生懸命進めていくということになります。したがって、一方面的に個人年金の資金が郵便局に集中してしまつて、民間の企業には一切流れないかなといふようなことはまず考えられないのではないかと。したがって、金融秩序といふものには對して急激な変化を与えるといふようなことはいいではないか、こういうふうな考えております。

持っているわけでございます。そういったしますと、まず第一に、いわゆる販売活動をする職員の面から見ますと、簡易保険の募集と同時に並行的に行われるといふことができまして、むしろ訪問効率——訪問といふのは見込みのあるお客様のところへ何うという訪問でございまして、訪問効率の向上が期せられて、むしろ非常に効率よく働いておられるのではないかと。むしろ行財政という点から見れば効率はなるのではないかと。むしろ行財政という点から見れば効率はなるのではないかと。むしろ行財政という点から見れば効率はなるのではないかと。

○成相善十君 よくわかりました、しかし一説では、二十年後には三十兆円にもなつて金融界の資金の流れに重大な影響を及ぼすおそれがあるといふたような金融界の一部には意見もあるわけ、いま言われますように、それほど大きな資金量が急激に郵便年金にシフトするといふようなことは私どもも当然考えておらぬわけでして、また、いま言われますように、むしろ切磋琢磨しながら民業と携えて開発をしていくということ、まあ民業補完論についての御意見もよくわかつたわけでございます。ですがただこの論議の中で、この意見もあつたですね。この郵便年金の施策といふのは行財政改革の精神に反するものでやるべきではない。私は行財政改革の精神に反するものではないと。私は行財政改革の精神に反するものではないと。私は行財政改革の精神に反するものではないと。

○成相善十君 先ほど大森さんの御質問で公的年金制度との関係や位置づけについては説明がございましたので、この質問はやめさせていただきます。またこの郵便年金制度の改正が国民にどのような利益をもたらすかということも先ほどの質疑応答の中で明らかになりましたので、重ねての質問はやめます。

○政府委員(小山森也君) いわゆる国の事業を民間に移すことも行政改革の一つであるといふような論点に立つた御意見だと思ひます。これは終身年金に今導入しているわけでございます。当然のことながら、この年金といふのは、まず第一に掛金とその掛金の集積を運用いたした利子収入といふものが原資としてある。さらにそれでは掛金はどういう点から算入していきましかと申しますと、いわゆる生命表をもとにいたしまして、これに基づきまして数理計算によつてあらかじめ設計し

○政府委員(小山森也君) 年金の仕組みでございすけれども、通増制といふのは、これは終身年金に今導入しているわけでございます。当然のことながら、この年金といふのは、まず第一に掛金とその掛金の集積を運用いたした利子収入といふものが原資としてある。さらにそれでは掛金はどういう点から算入していきましかと申しますと、いわゆる生命表をもとにいたしまして、これに基づきまして数理計算によつてあらかじめ設計し

てくる、こういうことでございます。したがって、掛金、それから運用収入、それから生命表に基づきますところの受取年金額の総額というものが計算から出てまいりまして、その結果現在御提案申し上げているような通増制の仕組みが可能であるという形で今回通増制を導入したわけでございます。

無論、郵政事業、特に年金事業そのものも独立採算制であるという制度的な当然の義務もございまして、財政負担を生じさせるようなことにはならないものであるということをお願いしておきたいと思ひます。

○成相善十君 この資金運用の問題ですね。今度その範囲が、特殊法人の株式とか不動産等まで広がる、このような当初案からは大きく後退して、外国債、元本補てんの契約がある金銭信託及び銀行などの預金に限定された。そういう限定されたということは、民間の資金運用と大差があるわけですが、こういう制約された資金運用で民間の年金とうまく競争していきけるだろうかという心配の向きがあります。と同時に、この資金は、政府系資金といつても厚生年金のように法令上の強制力によって集められたものではないわけであくまでも郵政当局の経営努力によって加入者から任意に集めたものであるわけですから、郵政省はその運用に当たっては公共性にもより配慮しなければなりません。できるだけこれを有利に運用していくことが眼目で、これによって生じたところの剰余は年金額の積み増しや配当金に充てるなど挙げて加入者に還元するということが重要であるわけですが、このためには現行の運用制度の中で可能な限り効率的な運用に努めるとともに、今後さらに運用範囲の拡大など資金運用制度の改善にこれは当然努めなければならぬわけですが、これは何も年金だけでなしに簡易生命保険についても同様なことが言えるわけですが、今後この運用制度の改善ということについて郵政省はどういう考えをお持ちか、決意をお持ちか、そういう見解をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

います。

○政府委員(小山森也君) 年金制度の中での運用というのは、御指摘のように非常に重要な要素を占めてくるわけでございますが、まず年金それ自体の価値というものは、それでは運用の利回りイコールであるかといふと、必ずしもイコールではないのではないかと思ひます。非常に大きな要素は運用利回りというものでござります。左にききましますけれども、そのほかに事業費率というように経営努力の問題もそこに含まれる。さらに、今度は実態的なサービスの実情、たとえば集金に何うとか、あるいは非常に身近なところでその取り扱いをしてもらえらるというようにも総合的な年金の価値の中に入るものと思ひつておられる次第でございます。しかしながら、御指摘のようにやはり運用利回りが非常に実質的な意味での経済性を維持していることは御指摘のとおりでございます。

そこで、今後運用範囲というものをどう考えるかというところでございしますが、私ども、まず第一に、運用というものの一番の重点は、やはり利回りの高いこともさることながら、実質価値を維持できるような安定的な形でいろいろな意味での経済に対応できる運用の選択肢を持つことが大事だと思ひつておるわけでございますが、そのほか現行の運用の範囲内においていろいろな投資割合といふものに努力することによりまして、かなりのことが運用利回りの向上に資することができると思ひつております。したがって、まず第一に、現行の制度の中におきまして、許される範囲の中におきましてできるだけ努力をいたしまして、お客様のために運用利回りを上げていくという努力をすることが第一だと思ひつております。

さらに、その後いろいろ経済状況の変動というものに伴ひまして、もしこれでお許しただければ法改正ができて、その法改正でもまだ足りないというようなことが本場に現実の問題として起こりました場合において、あるいは予測される場合におきまして、さらにこれに対する拡大の努力といふのはその時点においてしなければならぬと思ひつております。

の思ひつております。

○成相善十君 重複する問題だけでございしますので、先ほど来よく説明をされたわけでありまして、これは以上具体的な質問はいたしません。これは足かけ三年にわたって大変大いにもめて困難な調整を乗り越えられながら今日を迎えたわけでありまして、私どもも党の議論を通じてその内容、経過を十分に承知しておるわけです。でございますが、ぜひともこれは国民の大きな声となつて期待を持たれておる郵便年金制度の改正であり発足であるというわけでありまして、こうした意味において最高責任者である郵政大臣の、そうした国民の期待にこたえる責任はきわめて大きいと思ひます。最後に大臣の決意をお伺ひいたしまして、終わりといたします。

○國務大臣(山内一朗君) 高齢化社会を迎えまして年金の問題が非常に重大である、かつクローズアップされてきたわけでございます。そこで、従来からも郵便年金というのは郵政省でやっておりますけれども、いかに最高限度額も少のうございします。一番問題はやはり定額制である、支給額は毎年同じである、こういう点が一番従来の年金で欠陥であったのでございしますが、今回皆さんに御審議をいただくまでに、最高限度額それから年金の通増型である、こういう点が内容に相なつていまして、いざ年金の加入をお願いしようといつたとしてもよほどの努力をしないと、要するに掛金を十年か二十年掛ける先の話でございますので、御理解をいただくのに最大限のひとつ努力をさせていただきます。これは、やはりわが国の年金といふものは、企業、公的年金が中核でありますけれども、自助努力で一属の生活の向上をお考えになる方、福祉をお望みになる方について、ひとつ十分にPRをしなから幸福な生活を送っていただきますように、この法案が通りまして、この際には最大限の努力をさせていただきます。このういふふうに考えているわけでございます。

○成相善十君 ありがとうございます。

○委員長(福岡知之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(福岡知之君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○太田淳夫君 それでは、午前中に続きまして質疑を行つていただきますが、午前中も同僚委員からいろいろと熱心な討議がございましたし、多少重複する面があるかもしれませんが、お尋ねしたいと思ひます。

最初に、先ほど大臣からもこの法律案の提案理由の説明がございました。その趣旨説明の最初に、「この法律案は、最近における高齢化社会の急速な到来等の諸情勢にかんがみまして、国民生活の安定及び福祉の増進に資するため、このようにおっしゃつておられるわけですね。高齢化社会の急速な到来という問題は、先ほど同僚の大森委員からお話がありましたけれども、いまに始まつたことじゃございませんで、国としても、この問題につきましても二十二年くらい前からいろいろ年金制度の拡充というところで対処をされておられておられるわけですね。いまここに郵便年金法の趣旨説明の最初にこういうお考えを述べられておられるわけですが、この最初の高齢化社会への対応という問題、どういふ見解を持たれておられるのか、あるいは郵便年金をここに新たに改正して提出されたというその理由について、まずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小山森也君) 高齢化社会というものに対する郵政省の対応の基本はどうかというお尋

ねかと存じます。

高齢化社会の急激な到来というこれに對します
国全体としての対応は、やはり厚生年金、国民年
金などの公的年金制度が老後の所得保障の中核と
して整備充実されていくことが私どもも重
要な行政課題である、こう考へておる次第でござ
います。しかしながら、先生御存じのとおり、公
的年金というのは、一つの種類の年金の中ではや
はりどうしても画一的な給付にならざるを得ない
というところは避けられないことだらうと思いま
す。片方、それぞれの個人生活というのは、いろ
いろな環境によりまして多種多様な欲求を持つて
いるということにならうかと存じます。その場
合、このような多様な欲求を満たすため、そのた
めにはやはりどうしても公的年金以外のそれぞ
れの欲求を満たすための自助努力ということがな
ければ、なかなか多様な欲求には応じ得ない
のではないかと考へておられます。しかも、
そのような自助努力というものが、各人に収入が
あるときに對する自助努力をすることによりま
して初めて社会全体でも活力が満ちてくるのでは
ないかと思つております。

ただ、そういった場合、それでは自助努力をす
るのは各人でございまして、もしそれが企業に
乗るならば、各企業のメカニズムに乗つてそれぞ
れに仕事をさせておればいいではないかという御
意見もあろうかと存じますけれども、やはりこう
いった問題につきましては、まず現実はどうかと
いうことを見つめてまいりますと、現実のこの対応策と
いうのは非常になかなかむずかしい点があるのじ
やないかと思ひます。現に個人年金という制度
は、何も郵便年金に限らず民間の事業でもやつて
おりますけれども、現実の状況は普及率がきわめ
て低いというようなことがございまして、そうい
った場合にはやはり公共的な性格を持つていと同
時に、また一つの、何といひますか、普及が図ら
れていないという場合にはやはり国営事業が、国
の直接的行政手段でございまして、この公的年金
の拡充と相まちまして、国営事業としての年金制

度というものを拡充していくことが必要ではない
かと存するわけでございまして。そのような形で私
ども郵便年金というものを位置づけていくわけ
でございまして。

したがって、そういうことで位置づけた場合
に、いまの現行郵便年金がそういった形で機能す
るかというふうに考へてまいりますと、いわゆる
この年金制度が大正十五年にできたというよう
なこともございまして、必ずしもいまのように経済
の拡大が非常に急速に行われていた日本の現状あ
るいは世界的な経済状況から見まして、国民の皆
様のそういった老後の生活を維持するための補
助手段としての制度としては必ずしも全面的にフ
ィットしているとは思えないということから、現
在の要請に合致するように今回改正すべきではな
いかと思つて本改正案を提出した次第でございま
す。

○太田淳夫君 大蔵省保険課長さん、おいです
か。——いま答弁が局長からございましたけれど
も、民間の個人年金の状況ですね。大体あれも三
十四、五年ごろですか、最初いろいろと盛んに行
われたようですが、その当時の状況から現在
に至るまでの過程についての状況ですね、おわ
かりになりましたらちよつとお聞かせください。

○説明員(松原幹夫君) お答えいたします。
民間の保険会社が個人年金を販売いたしました
のは、いま先生御指摘がございましたように昭和
三十年代からでございます。ただ高度成長時代に
は、国民の個人年金に対するニーズといひます
か、それほど高くなかったということもございま
して、民間の個人年金は当時それほど普及いた
しませんでした。しかし安定成長時代に入りまし
て個人年金に対する国民のニーズが次第に高ま
つてまいりました。民間の保険会社の個人年金に
對する、民間の保険会社の個人年金の販売実績は次
第に伸びてまいりまして、ここ三、四年をとつて
みますと、対前年伸び率で言いますと毎年ほぼ
倍、倍と、こう伸びてきておるような実績でござ
います。それで五十五年末現在で、民間の生命保

險会社の個人年金の保有契約件数は約九十四万
件、保有年金年額は約三千二百億円になっており
ます。ただ、これはいわゆる個人年金だけでござ
いまして、民間の生命保険会社の中には定期つき
養老の年金払いといったような商品がございま
す。そういったような商品は現在約五百万件ほど
売れております。そういったような実績になって
おります。

○太田淳夫君 いまの課長さんの答弁の中の民間
の個人年金のあり方ですけれども、大体主力の商
品としては、いまおっしゃった定期つきの、何と
言うか、死亡保障のついた年金ですか、その方の
需要の方が民間の場合が多いんじゃないですか。
今後の見通しとしてどうでしょうか。

○説明員(松原幹夫君) お答えいたします。
御指摘のように、現在のところは定期つき養老
が主力になっております。ただ最近の国民のニー
ズが非常に個人年金について高まってきておる、
それに対して民間の保険会社が積極的にこたえよ
うと努力しておるというのが実情でございまして。

○太田淳夫君 午前中も大蔵委員の方からござ
いましたけれども、民間の生命保険界の反対が非常
に強かった、官業による民業の圧迫と言われてきた
わけですから、どうでしょうか、郵政省の個
人年金の商品九月から発売されるわけですから
も、前からあったんですが、改正されるわけだ
けれども、そんなに生命保険界に對する圧迫にはな
らないんじゃないんですか、商品として。大蔵省の
考へ方、どうでしょうか。

○説明員(松原幹夫君) お答えいたします。
現実には郵便年金がどのような形で販売され、い
かほど販売量があるかということによつて民間の
保険会社に対する影響は異なつてこようかと思
つております。ただ民間の生命保険会社は、非常
に津々浦々まで張りめぐらされた郵便局で個人年金
が売られた場合にはかなり大きな影響が出るので
はないだろうかといった危惧を持つているところ
もかなりあるやに聞いております。

○太田淳夫君 局長、いま大蔵省さんの方からお話

ありましたけれども、民間としましては全国津々
浦々にある郵便局で個人年金が発売されるという
ことは非常に脅威だということをいまおっしゃ
つておりますが、これ郵便局で発売されるんですか。
○政府委員(小山森也君) 各郵便局で取り扱うこ
とをいたしております。

○太田淳夫君 郵便局というのは特定郵便局まで
含めてですか。簡易郵便局まで含めてでし
ょうか。

○政府委員(小山森也君) まだ正式に決定はいた
しておりませんが、簡易郵便局まで含めて
取り扱いをするようにしたいと思つております。

○太田淳夫君 わかりました。
私たちがこの個人年金の法案には賛成をしてい
るわけですが、この個人任意保険というの
は任意制でありますので、本来は市場メカニズム
を通じていろいろとその成果が期待できる分野で
あると考へるんですが、そこに先ほど多少
ちよつと触れてみましたけれども、国営の制度の
介入が本当に必要であらうかどうかということ、
その点についてどうでしょうか。

○政府委員(小山森也君) いわゆる個人年金とい
うものに対する基本的な理解というのはなかなか
まだ定着していないのではないかと、このように私
ども理解いたしております。

それで、これは午前中の委員の先生にもお答え
したところでございますけれども、そういうふう
に普及状況が低いということ、また普及状況とい
ひますのは、現実の契約件数が少ないということ
と同時に個人年金という制度そのものに対する理解
というものが、そう簡単な仕組みでないというこ
とから理解度を深めるというのはいささか容易な
ことではないかと思つてございまして。ただ、し
かしながら、それでは年金というものは必ずし
いからほつておけばいいかということになります
けれども、やはり高齢化社会を迎えて自助努力を
社会にすることに於て初めて活力ある社会であ
るというふうに考へますと、一つの公共性の高さ
というものも考へなければならぬと思ひます。

したがって、その公共性の高いものを普及させるということになりますと、やはりものとある郵便年金をつかさどっておりまところの郵政省が、さらに時代に合うような形にこの郵便年金を改正して、それでこの高齢化社会に對して応ずる体制を整えて国民の皆様に御利用いただくということとは非常に重要なことではないか、こう思っております。

○太田淳夫君 この年金がいろいろと論議され、これからもその必要性が増して行くわけですから、この問題の本質というのは、今後の高齢化社会において国民の老後の生活をいかに安定させるかということであると思っております。基本的には、午前中も審議されておりましたけれども、あくまで公的年金を充実しなければならぬ、こういう考えであります。厚生省の厚生白書、これによつて古くなりますけれども、昭和三十八年には、「年金制度の目的は個々の国民が自ら十分な備えをしておくことができない老齢、障害、疾病、死亡などの事故に對し、社会連帯による共通の基金を設け、失われた所得を補うことによつて安定した生活を維持することである」、こういうふうな述べられております。本日に暮らして行くような年金あるいは生きがいを持つて活力のある福祉というものを力を入れていかなければならぬ、というときを迎えていると思つております。

厚生省としては、公的年金というものを充実させていく、そういうお考えは当然あると思つております。しかし、ナショナルミニマムとして政府は国民に保障すべき限界というものを明らかにする必要もあるのじゃないかと思つておられます。あるいはまた本日に安心して生活できる年金の実現、私たち公明党では国民基本年金構想というものを打ち出しておるわけですが、その上で今回の郵便年金の改正というものをどのように位置づけてみえるか、その点をお聞きしたいと思つております。

○説明員(長尾立子君) お答えを申し上げます。先生からお話ございましたように、今後の高

齢化社会を考えますと、公的年金制度の役割はきわめて重要なものがあると思つてございませう。国民の皆様のの中には、所得の面におきましても、それから将来の生活設計という点におきましてもさまざまな方がおられるわけでございます。こういったさまざまな方々すべての方につきまして老後の生活を保障していくことを考えますと、公的年金制度、これは現在幾つかに分かれておるわけですが、公的年金制度という形でその老後の生活の中核的な部分は保障をしていくという考え方に立つことが必要であるというふうに思つてございませう。

今後の公的年金というものがどのような水準を維持していくかということになるわけですが、ございませう、現在幾つかの制度に分かれておるわけですが、私どもが所管をいたしております厚生年金と国民年金の二大制度、これが全加入者の九割を占めておりますので、この二大制度をどのように運営していくかということが大きな問題になると思つてございませう、厚生年金につきましましては、現役の労働者の方の賃金の約六割というものをめどにいたしまして年金の水準を設定いたしてまいつたわけでございます。今後さまざまな経済情勢、社会情勢というものの変化があるわけでございますが、私どももいたしましては、こういった水準を中心として公的年金の充実を図つていくという考え方をしております。

今回の郵便年金のお話でございますが、こういった公的年金というものが老後の生活の中で中心的な役割を果たすといつたとしても、より豊かな老後の生活を希望されるということもございませう、なことでございまして、こういったより豊かな生活のために、自助努力という形でこういった個人年金の制度ができるということ自体私どもとしては否定はいたさなかつたと思つてございませう。

○委員長(福岡知之君) 長尾企画課長、結構でございますから御退席ください。

○太田淳夫君 話はまた民間の生保等いろいろな問題に戻りますけれども、民間生保で反対してい

る理由の中に、個人年金の販売によつてより一層の資金が郵政当局に集中することになれば、民間企業の活動を初め日本経済の機能全体にも大きな影響を及ぼしかねないということを懸念しておるわけですが、この点は、ひとつどうでしょうか。さらに、個人年金に關しての政府・党合意の文書では、「郵貯の急増を契機として、金利の一元化、官業への資金集中、金融の分野における官業のあり方等に関する問題が提起されるに至つた」、こうあるわけですが、この一項目というのは郵便年金に關しても網がかぶされておるのかどうか、その点、大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(山内一朗君) 郵便年金の個人年金を始めることとして、私はいろいろ入つていたただくには大変な努力が要すると思つております。九月から実施するといつたとしても、たくさんの方がすぐお入りをいただけると思つておりません。要するに、十年、二十年と掛金を積み立てることによつて初めに年金を獲得するといふような仕組みに相なつておりますので、この郵便年金に多額の資金が集中するといふことはあり得ない、こういうふうな考へておるわけでございます。

それから第二点の方は、最初原案は、先ほど申し上げましたように一項と二項は絡んでおりまして、一項でいろいろと金融における官業と民業のあり方、こういう点についていろいろ検討した後に、後でないと郵便年金の実施に踏み切るべきじゃないかという点で議論をいたしまして、分離をして発足してもらわないと困る、しかも、はつきりと九月といふことを入れてもらいたい、こういうふうなことで、これは一と二は年金について分離をされておるものであるといふふうに考えております。

○太田淳夫君 それでは条文の中身についてちょっとお尋ねしますが、最高制限額の七十二万といふことでございませうが、七十二万にした根拠、あるいは最低限が今度は三千円から十二万円になりましたけれども、その根拠についてどのように

にお考えになつてみえるか。

○政府委員(小山森也君) 最高制限額を決めるに当たりましては、やはり私どもの考へておる公的年金との関係をまず最初に考へ、さらに第二点に、国民の老後の生活費はどれくらい必要かといふこと、第三点として、掛金負担額から見てどういふふうな考へるべきかといふこと、第四に、同じように国民の皆様のためになる同種の個人年金をやつておられますところの民間企業との調和ある発展のためにはどういふ配慮をすべきか、この四点を中心にして考へたわけでございます。

第一点の公的年金の水準でございますが、これは先ほど午前中に厚生省の方から御説明がありましたので省略させていただきます。第二点の国民の老後の生活費はどれほど必要かといふ点でございますけれども、これは総理府の昭和五十四年の家計調査によりますと十七万二千円という数字が出ております。そうしますと、この十七万二千円と大体のこのモデル年金でございませうとこの公的年金との差額は六万から七万円程度になるのではないかとこのように考へて持っております。そうしますと、この差額をどうするかということが一つここにあるわけでございます。

これをここに置いておきまして、もう一つの点は、それでは掛金の方から見たらどうかといふことと、いわゆる民間との調和といふ点はどうかといふことでございませう。民間同種企業との調和といふのはどういふふうに考へるかといふことについてはいろいろの見解がございませうけれども、いま私ども競争的な共存状態でやつておる仕事に簡易保険がございませう。簡易保険の最高限度額は一千円でございます。この一千円は、同種の仕事をしている中において国営事業に課せられた一つの制限額が一千円、したがって一つの金融秩序の中で認められた国営事業と民間事業との境目ではないかといふように受け取つたわけでございます。

そのような形で民間との調和を考へた場合に、

その一千万円で掛ける掛金はどうかというのを見てもみまうと、大体郵便年金を掛けるであろうと、推定される年齢である四十歳の方の男性の場合をとってみまうと、一カ月の掛金が大体四万四千円になります。したがって、この四万四千円というものが今度はどういうふうな位置づけになるかということを考えていただきたいと思います。

そこで、この四万四千円という金額、これが金融秩序の中で一応認められた金額であるわけですから、それは平均的な収入のある方にとつてどのような負担になるかということを見なければなりません。そのための資料といたしまして、昭和五十五年に貯蓄増強中央委員会で行いました貯蓄に関する世論調査等を調べてみたわけでございます。

これによりまうと、四十歳から五十歳代の世帯の年間の貯蓄増加額、これは七十六万円と出ております。したがって、ちょうど郵便年金加入の該当年齢の方たちが四十六万円前後の掛金を掛けるというにしても七十六万円の範囲内であり、若干余裕があるという状態になります。この余裕は他の金融資産を選ぶ余裕があるということになるかと思ひます。したがって、この四十万円ということから今度は考えてまいりますと、ちょうど七十二万円の最高限度額の年金、四十歳で二十年掛けるというような場合をとってみまうと、大体四十万円という掛金になってくるわけでございます。

そういうようないろいろなデータを調べまうと、公的年金の水準、国民の老後生活費がどれくらい必要なのか、掛金負担から見てもふさわしいものか、民間の同種個人年金企業との調和はどうかという観点から考慮いたしまして、この七十二万円を導入してきたということでございます。

○太田津夫君 この最高限度額を決定する段階で大蔵省としてはもっと少ない額を考えたようですが、最も限度額に關してどんな考え方をもちでしようか。

○説明員(松原幹夫君) お答えいたします。先生御指摘のように、この最高限度額を決定す

るに当たりましてはいろいろ折衝の過程で意見もございました。しかし最終的には、いま簡保局長の方からお話ございましたように、公的年金と老後の生活費との関係、あるいは民間の保険会社が持っている個人年金とのバランス、あるいは通常の人が払える月当たりの掛金額、こういったようなことを総合的に勘案しまして、最終的には政府として七十二万円が限度額として適当であるという結論に達しまして本改正案で御審議を願っております。こういう次第でございます。

○太田津夫君 次に、今度のこの年金では即時年金というのを削除したことになっておりますけれども、その理由は何か。

○政府委員(小山森也君) 即時年金につきましては、現在の法律ではあるわけでございますけれども、やはりこういった制度を改正するときに国営事業としてのいろいろな配慮をしなければならぬと思ひます。

一つは、掛金の掛ける金額というものが郵便局で取り扱うにふさわしいほどの金額であるかどうかということでございます。郵便年金が郵便年金らしい機能を本分に発揮するかどうかということになりますと、余り低額では実際の需要に満たされないとということになります。そういったしまして、即時年金というものを考えますと相当な高額の掛金になるということになります。そういった場合に、そのような高額の掛金を郵便局の方で引き取るということになった場合、民間金融機関等との資金配分の問題を考へるのはやはり国営事業としての一つの当然の配慮であらうと存するわけでございます。したがって、このような観点から現時点におきましては、資金配分状況、いろいろ環境等を見まして、今回は即時年金を取り扱わないこととしたわけでございます。

しかしながら、郵便年金というものが国民の皆様の需要に本分に沿った形で常に機能しているかどうかということ、私ども事業に携わる者といふたしましては常に考えていかなければいけない当然の責務でございますので、今後そういったよう

な経過を見守りまして、本来の機能が果たしているかどうかということを見守りながら考えていかなければいけない問題だ、こう思っております。

○太田津夫君 いま局長からも御答弁がございましたけれども、やはりこの即時年金の問題につきましてはさらに努力をしていただきたいと思ひます。

これは戦前でもこの即時年金の利用者はかなりあったようでございますし、逆に考えますと、利用者が多いから廃止したんじゃないかということにもなるわけですね。しかし、いろいろと現在の国民生活の現状から考えてみますと、四十代あるいは五十代というのは決してこれは楽な時代じゃないわけですね。子供の教育支出あるいは住宅資金の返済など大変な時代になっているんです。その中で月数万円の年金掛金を払える者はむしろ恵まれた人じゃないかと思ひます。先ほど局長からもお話がありましたけれども、多少余裕があるんじゃないかと言ひますが、どうもそういう人はほんの一部でしかないんじゃないかという感じがします。

簡易保険の状況、あるいは利用者の方々も、それは最近では資産家の方も大分簡易貯金ということであれでございましてけれども、やはり郵便局を利用される方というのは一般の庶民の方が非常に多いんじゃないかと思ひます。そういう方にとりまして、この数万円の年金掛金を払うというのはむしろこれは恵まれた人じゃないか、こう思ひます。

ですから、一般的には子供の教育も終わりました住宅なども確保された、あるいはその中で退職金によつてようやくこういった任意年金に加入できる経済的な余裕ができてくるんじゃないかと思ひます。それが多くの国民の皆さん方の生活の実態ではないかと思ひますし、この即時年金の廃止というのは国民の多様な需要を無視しているんじゃないか、こう思ひますが、その点どうでしようか。

○政府委員(小山森也君) 現在の年金におきま

す。即時年金の割合でございますけれども、始まりました大正十五年以来の数字を見まうと、大体新契約に占めます割合というのは一〇%前後というところになっております。ただし、昭和二十一年では三三%という高い数字になっておりますけれども、保有契約全体としては一〇%前後というふうな状態になっているわけでございます。

それからただいま四十歳代の子女の教育等に於いて非常に経費がかかる場合にこういった掛金は大変ではないかというお話がございました。したがって、先生のこういった御審議における御意見というのは、われわれこれから仕事を進めていく上におきまして非常に貴重な御注意をいただいたものとして考えなければいけないと思ひます。また、いまの制度の中でも、最初の掛金が少なく次第に掛金額が増えていくような型の年金というものも、掛金方法でございますけれども、その方法はないかとかいうことも考えなければならぬのではないかと思ひます。

ただ、いまのところ考えておりますのは、そういった形のもは当初は考えておりませんけれども、ただ最高限度額が七十二万円でございますので、非常にこれは使い方としては複雑なんですけれども、初めは二十万円のうちに、さらに追加して十、二十万と入って最後に三十二万入りますと、年限はだんだん短くなっていく掛金になりますけれども、支払いを受けるときには七十二万円になるという形に現行でもできないことはないわけでございます。したがって、これからの販売活動におきまして外務員の諸君に事業知識をよく知ってもらふということと同時に、私ども制度をつくる側におきましても、これは貴重な御意見としてわれわれ受けとめていきたいと思ひます。

○太田津夫君 次に移りますけれども、この五者案を見ますと、「個人任意年金制度を維持するために特別の財政援助を行わないことはもとより、定員及び機構の拡充は行わない。」、こうあるんで

すが、その方針に変わりはありませんか。

○政府委員(小山森也君) 今回の郵便年金は、いままでもありましたが、改正でございませう。従来からも、一時は非常に新規募集等に手を控えていた時期があったわけでございませうけれども、従来から簡易郵便年金事業として一つの経営主体として経営していただけてございませう。

したがって、実際に、たとえば外務員などが募集活動をする場合におきましては簡易保険とあわせて郵便年金の活動をする、いわゆる一体的な活動をするわけでございまして、結果的には非常に訪問率といえますが加入率、募集活動の結果が上がるということも当然考えられるわけでございまして、そういった意味では当面これによって組織なり定員なりをふやすことは考えておりませう。ただ、しかしながら、定員というのは常に仕事とのバランスで決めるものでして、定員の適正な配置といふことは従来からも努力しておりますが、今後とも業務量に見合った適正な定員配置、これは常に配慮していくつもりでございませう。

○太田淳夫君 これから郵便年金の募集活動に入るわけですが、郵便年金を中止して十年以上上のプランクがあるわけですが、外務員に対する教育あるいは外野体制ですね、これはどういふふうに考えてみるのか。いま定員の問題について御答弁ありましたけれども、先ほどの答弁では簡易郵便局までこれを取り扱いますという点ですが、その点どういふふうに行っていくわけですか。

○政府委員(小山森也君) 年金の募集の問題でございませうけれども、非常にこの年金というのは貯金、預金などと違いましてなかなか加入まで手数料がかかるものだと思います。

まず第一に、年金思想といえますが、個人年金といふのは一体どういふものかといふことの商品知識といえますが、年金思想といふと大げさになりませうけれども、そういったものを国民の皆様方によく承知していただくことがまず第一でございませう。それに次ぎまして、今度は実際の個人

のそれぞれの御生活の中におきまして、生活設計の中から個人年金というものを一つ一つの意思決定がなければならぬと思ひます。ただ、その上に、さらに自分では入ろうという気にはなつたといひましても、具体的に契約締結の行動をするためには、やはり今度は外務員等の販売活動によって契約に關します誘導をしないとかなかなか実際の契約に至らないものじやないかと思ひます。幾重にわたつての、何段階にわたつての経過を経て一つの契約が成り立つものと思つております。

したがって、いま先生から御指摘のありました簡易郵便局の問題でございませうが、これはなかなか窓口だけでの契約というのにはむづかしいのではないかと思つております。ただし、基本的な郵便年金に対する知識とか商品に対する正しい物の見方というふうなものは当然よく訓練しなければいけないと思ひますけれども、なかなか契約締結に至るのはむづかしいと思ひます。それで、実際には外務員の販売活動によって、いわゆる募集活動によってこれが広がられていくのではないかと、このように考えておる次第でございませう。

○太田淳夫君 そうしますと、外務員の方の募集活動にほとんどこれは依拠するということになるわけですが、なかなか特定郵便局とか簡易郵便局ではむづかしいわけですね。まさか簡易、特定郵便局の局員さんが募集に歩くというのではできませんしね、業務が非常に忙しいんですから。ですから、先ほど民間の方のことで大蔵省もちよつとおっしゃつていましたけれども、二万幾つある郵便局が一斉に募集活動を行うものじやなくて、現在みえる二万何千人ですか、そういう外務員の方がこの募集に従事をするということですね。そういう方々の教育体制はどういふふうに行ふかといふことです。

○政府委員(小山森也君) この外務員の訓練というのが一番大事だと思ひますが、ただ外務員個人にいきなりの訓練のみをやつて成果を上げるといふ

のもこれはひとつどうかと思ひます。やはり二つの側面を充実していくべきであらうと思ひます。一つは、やはり環境づくりでございませう。これは外務員一人一人の能力以前に、われわれとして募集環境づくりを行ひまして郵便年金というものの對する一般的な理解といふものを得るようになつていくといふことをまず第一にしなければならぬ。

それと同時に、今度は年金というものの對する個々の知識といふものを外務員の諸君によく訓練して、正しい知識を持つて接したお客様に對しまして、現実と違ふ幻想を与えるようなことをしてはならない。こういうふうにして時間がありませう、この時間をフルに活用して正しい募集方法といふものを理解し、実践してもらうように努めたい、こう思つております。

○太田淳夫君 それでは次に、ちよつと運用問題に入りますけれども、今回改正の内容の中に年金額の増減の仕組みの導入があるわけですね。郵便年金はインフレに配慮した増減方式を取り入れていくといふことがあるわけですが、やはり物価上昇に追いつかない可能性があるんじゃないかといふ懸念があります。また郵便年金の積立金の不動産や株式への運用を認められなかつたために、コストが同じであれば民間の個人年金の利回りよりも低くなり契約者が不利になるんじゃないか、こういう懸念があるんですが、その点はどのようにお答えですか。

○政府委員(小山森也君) 今回の改正案が成立いたしますと、郵便年金の資金の運用に關しましては、従来のもので加えて銀行預金、それから外国債、元本保証のある金銭信託への運用というものが広がるわけがございませう。これを過去の例によつて見てまいりますと、一年だけの単年度の物価上昇を単年度の単位でもつて追いつくといふことは不可能な時期もありました。たとえば第一次石油ショックの場合のような例でございませう。しかしながら大体十五年単位として一つの利子率と

いうものを見てまいりますと、大体物価上昇を消し込んでいくというのが従来の経験からいいますところの数値でございませうので、よほどの異常なことがない限り、ある程度の間隔を見て物価の關係を見ますと大体これを消し込んでいくといふふうになるうかと思ひます。

また、ただいま民間との關係で、コストが同じであつたならば運用収入が少ない場合は魅力のないものになるのではないかとお話をございませうが、確かにコストが同じコストでございませうが、そういう現象になるうかと思ひますが、実際の年金というのはコストも含めてございませうので、現在のところは簡易保険、郵便年金事業のコストといふのは比較的安くつておりまして、そういった運用利回りコストの相對計算、さらには實際的な利用形態等を考えますと、決してどちらを選んでも利用者にとっては損得というものはそうないものである、こういうふうにして思つております。

○太田淳夫君 民間の場合どうでしょうか。課長さん、見えていますか。

○説明員(松原幹夫君) お答え申し上げます。いままたまた手元に運用利回り等につきましても正確な資料はございませうが、現在のところ、資産の運用利回りを見ますと民間の方が簡便の運用利回りよりもやや高くなつておつたと思ひます。ただ事業のコストにつきましても正確な資料は、ただいま手元に持つておりませうので、お答えできません。

○太田淳夫君 私の考え方では、民間の場合は株式や不動産への運用が認められていますね。しかし国が行うこの郵便年金においては運用が認められていない。しかし長い年月にわたつて加入者が資金を信託する年金事業におきましては、やはりインフレに耐え得るだけの魅力のある年金商品を加入者に提供することが事業存立のための不可欠の要件ではないかと思ひます。そのためには、いかにして有利な資金運用を確保するかが最大の課題だと思ひます。したがって、経営主体

が国であるうと民間会社でありましよう、加入者は一般国民であることには変わりがないわけですから、郵便年金資金が政府資金であるという理由で運用を強く規制されたり、あるいは結果として民間の加入者に比べて郵便年金の加入者が不利益を強いられるということは、これは国民の立場から見ても不公平ではないかと思うんですね。先ほど局長さんはそういうことはないかということでございます。しかし利回りその他を見ましても民間に比べて郵便の場合は低いわけですから、そういった点で配当その他で利用者に不利益になるんじゃないか、このように私たちが思うわけですし、その点の今後の運用の方針についても改善をすべきじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(小山森也君) 株式が確かに入っておりますけれども、ただ株式が果たして有利であるかどうかということも直接的には非常になかなか言いにくい点があるかと思ひます。それよりもやはり基本的には、先生のおっしゃいますように、加入者の利益を考えますと郵便局でやりましても民間がやりましても同じようなそういう運用範囲というものを持つべきだという見解は私も同感でございますが、ただ形式的にはやはり政府資金であるということについては、この点はめぐえない事実でございます。したがって、事業費も含めて民間との関係、あるいはそれ以上に加算者に対して有利なものができるといふような努力をするということの一つの目安にいたしまして、現時点におきましては元本保証のない株式等には今回は投資をすることを、運用範囲を広げることを含めたわけでございます。ただし、しかしながら、おっしゃいますようにいろいろな経済状況というものは、将来というものはなかなか予測がたいものでございますので、いろいろな点において、現在の運用範囲の中で投資比率をいろいろ変えるとか、あらゆる工夫をした後でもさらにまだ現状として郵便年金として価値が少くないではないかというように予測されるときには、

当然運用資金の運用範囲等につきましても、関係事務当局ともよく理解を深めてそういった改正をする必要があるときにはすべきではないか、こう思っております。

○太田淳夫君 次、またもう一回やります。

○山中都子君 今回の年金法の改正に当たりまして、郵政省として五十四年の五月に市場調査をされておられると伺っておりますけれども、初めに、その内容、特徴、それからそれを踏まえてどのように今回の法改正の中にそれらの国民の要望が結びつき、生かされているのかという対応についてお伺いをいたします。

○政府委員(小山森也君) 先生がおっしゃいましたように、昭和五十四年五月に全国の六千世帯を対象として個人年金に関する市場調査をしたわけでございます。

その結果についてざっと御説明申し上げますと、まず加入の意向はどうかということでございますけれども、いろいろな色分けをいたしますけれども、加入してもよいというのが一六・九%、加入するかどうかを検討してみてもよいが三三・五%、いまは何とも言えないというのが二二・七%、加入したくないというのが一八・六%ということでございます。いずれにせよ加入に関心を示している世帯は五〇・四%という結果が出たわけでございます。

また、希望する年金の種類といたしましては、年金の受取期間でございますが、年金を受け取る人が生きていたる限り受け取る年金、いわゆる終身年金でございますが、これが八二・九%、一定の期間中だけ受け取る年金でよい、いわゆる定期年金、これが八・一%でございます。これ数字が合わないのでございますが、お答えのない方もあるわけでございます。

それから年金の受取額ということでございますが、これは幾ら欲しいかというのでなしに、どういう受け取り方をしたいかということなのでございますけれども、次第次第にふえていくものが欲しいというものが七七・二%、それから一定額でよい

というのが一七%、こういう結果になっております。

それからもし受取人が死亡した場合の給付はどういう給付にしたらよいかということにつきましても、遺族が一定期間年金を受け取れるものがよい、これが三九・五%、掛金分ぐらいいは遺族に返還されるもの、これが三六・二%、本人が生存中だけ年金を受け取るものでよいというのか一六・二%ということでございます。

非常に長くなって恐縮なんでしょうけれども、さらに所得の増加などに応じて途中で掛金をふやして将来の年金額をふやすことのできる制度はあった方がよいというのが六八・八%、その必要はないというのが一三%となっております。

また、掛金の払い込み方法はどうかの希望をいたしますかというものについては、月払いあるいは年払い、要するに分割払いのものが八二・四%、一時払いのものが一六%ということになっております。

そのほかの希望意見といたしましては、物価上昇に対応できるよう掛金を有利に運用し受け取る年金額を年々ふやしてほしいというのが四七・一%、個人年金については掛金等に対する税制面の優遇策を充実してほしいというのが二五・九%、簡易保険の満期保険金や死亡保険金を年金で受け取ることができる制度にしてほしいというのが一・二%、こういうような形になっております。

それでは、どういふ点が今度の制度に反映されているのかということでございますが、いろいろな点がありますけれども、終身年金を主にしたという点につきましては、先ほどの八二・九%の方が終身年金を欲していたところから、終身年金というものをまず優先していろいろ考えるべきではないかということでございます。これは次の年々受け取るのがふえていくという運用増制をこれに加えて、この終身年金は増増制の年金にしたわけでございます。また年金受取人が死亡した場合、一定期間欲しいとかあるいは掛金分ぐらいい遺族に返してほしいというようなこと

がございまして、今回の制度では、御本人が死亡いたしましたも給付を始めて以来十五年間、あるいは七十歳の支払い開始の場合は十年間でございまして、これだけの年金を受け取る保証期間を設けたということ、また途中で返還金を御希望なさる方には掛金にいわゆる剰余金を加えて、それで返還する方式をとったところでございます。

なお、先ほどの先生からも御質問あったのでございますけれども、だんだん途中で掛金をふやして将来の年金をふやすこともできるものというものは今回は採用しておりませんけれども、ただ中の組み合わせにおきましてこういったものはできると考えております。

なお、こういった点から今度の制度をつくるに当たりまして、さらにこの結果を引用したものとしましては、加入意向というものが全体の五〇・四%であった、しかし、その中で加入するかどうかを検討してみてもよいというのが三三・五%でございますから、これは二分の一程度の方たちは入るかなという計算をいたしまして、そういった計算に基づきまして大体のこれからの郵便年金の加入見込みの推定値のもととしたということもございします。

以上でございます。

○山中都子君 私どもは、基本的に国民の老後保障に対する要求については公的年金制度の拡充強化によって解決すべきであるという考え方を持っております。官業であれ民業であれ、これらの年金というものが、そうした現在の政府の公的年金制度に対するさまざまな怠慢あるいは不十分さ、そうしたものを補完するといふような性格も持っているという認識をしておりますけれども、いずれにしても国民の要望、期待にこたえるものでなければならぬというように考えております。

そこで、いま答弁の最後にちょっと触れられましたけれども、もう一度需要の見通しですが、それについて簡潔に伺いたいんですが、大体今後の需要の見通しをどういふふうに把握していらっし

やるか。

○政府委員(小山森也君) 数字なものですから簡潔に言いますと途中が抜けてしまっていますので、申しわけございませんけれども……

○山中都子君 わかるように言ってください。

○政府委員(小山森也君) 実は、先ほど申し上げましたように、世論調査の対象といたしましたところの、加入してもよいというのが一六・九%、加入するかどうかを検討してみてもよいというのが三三・五%あったというのを申し上げました。この結果から、まず個人年金というものの御加入いただける層はどうかと申しますと大体三十五歳から六十五歳の世帯ではないか、こう考えました。そういたしますと、三十五歳から六十五歳の世帯を見ますと、全国で二千九十六万世帯でございます。これに先ほどの加入してもよいというものの全部と、加入するかどうか検討してみてもよいというものの、これの二分の一のパーセントを足しまして掛けますとこれが七百四十八万世帯になります。これがいわゆる潜在需要という形で私どもとらえたわけでございます。

それでは、これをどういうふうに今度は読んでいくかという点なんですが、この世論調査の結果の中に、非常に安い掛金で高い支払いを受けたという御希望の方がいるわけです。たとえば月五千円でもって毎月十万円も払いたい、個人年金という方式でもってこれでは対象になり得ないというわけでございまして、そういったような有効需要世帯だけを残したわけでございます。そういったしますと、これが大体三五・一%と出てまいりました。それでこの有効需要と認められる世帯が、したがって七百四十八万世帯掛けるこの三五・一%でございまして二百六十三万世帯となったわけでございます。

さらに、これを生命保険市場におきまして件数でありますシエラ、これを簡易保険と民間企業に分けてまして、簡易保険のシエラ二六・六%でございますので、このシエラを掛けまして、大体郵便年金のシエラは現時点においてはといいますが、調査時点におきましては七十万世帯ではないか、こういうふうな推計したわけでございます。無論、その後のいろいろな郵便年金をきつかけといたしまして個人年金というものの関心が非常に高まりまして、御関心をいただく方が非常にふえたということなどがございまして、これがまた現在どのように変わってまいりますか、現時点におきましてところはちよつとわからないのでございすけれども、近く、したがってこういつた世論調査をもう一度早急に行いたい、こう思っている次第でございます。

○山中都子君 民間の年金契約の実態というのをもし把握していただけたら、大ざっぱで結構ですけどもお示しただけですでしようか。

○政府委員(小山森也君) 実は私も主管庁でないでございすが、いま大蔵省の方いるかと思ひましたらちよつとおられませんかようです。で、大蔵省の方から提供を受けました資料で申し上げます。

実は、これはいろいろと方角がございまして、二種類あります。一つは、いわゆる保険と年金とを兼ね備えたような形で、年金ではございすけれども保険の色合いが強いもの、これを含めて個人年金と称するものでございす。それとも一つは郵便年金、私どもが従来もやり、これからもうやろうとしている郵便年金そのものと同種の形のものでございすが、私どもと同種の形のものとはどこかというのを生命保険協会の発表いたしました年報に沿ってまいりますと、昭和五十年からまいりますと、昭和五十年度末で十八万八千件、五十一年度末で十八万一千件、五十二年度末で十九万三千件、五十三年度末で二十二万三千件、五十四年度末で二十三万三千件、五十五年の十二月末で四十三万二千件でございます。これに對しまして、先ほど保険一課長が申しておりますように、これに保険が加味されている数字を申し上げますと、五十一年度末で三十五万七千件、五十二年度末で三十八万九千件、五十三年度末で四十七万三千件、五十四年度末で六十五万三

千件、五十五年十二月末は、先ほど大蔵省から申し上げましたように九十四万四千件、このように変遷をたどっておる次第でございます。

○山中都子君 郵便年金で抜本的な改正ということ、いわば新規事業とも言えるような事業が始められるわけですから、当然その民間の状況なんかも十分もろんつかんでいられしやらないかといふわけで、つかんでいられしやらないかと思ひますし、また事前にそういうこともお尋ねをしておきました。で、一応いまお話を伺いました。

先ほどマーケットリサーチの中で、けさほど来から若干御質問もありました即時年金ですね、これは調査は特にされなかつたんですね。

○政府委員(小山森也君) 先ほど払い込みの方法としては何がよいかと申し上げましたときに、月払いあるいは年払いの要するに分割払いでいくものというのが八二・四%ございす。一時払いのものが六%となつてゐる。いわゆるこの六%が即時年金、こういうふうな該当するかと思ひます。

○山中都子君 この即時年金の問題について、午前の御答弁の中でも今回はとにかく廃止をしたというところで、その理由として、先ほどの太田委員の質問に対するお答えの中でも資金の官業への集中その他幾つか挙げておられました。それと、であるけれども、今後国民の要望その他の動向を見て検討もし、その要望にもこたえていくように考えていきたいという趣旨の御答弁が大臣からもあつたというふうには私は理解いたしましたけれども、この点についての、いわゆる今回廃止した理由として挙げられている掛金が高額である、あるいは資金配分の関係などは、今後ともそういう理由というものはあるわけですね、それを実行するにしても、そういうこととの関係はどうなるんですか。大義名分というか理論的根拠というのか、そういうものは今後やるとしても依然としてあるわけですね。そういう点についてはどういふお考えでおられるわけですか。

○政府委員(小山森也君) 結局そういう問題と、今度は郵便年金というものが、加入者あるいは加入期待者から要望しているところの期待に即時年金がないことによつて實際上こたえられない、郵便年金としての機能を本来果たしてないではないかといふようなことになるかどうか。要するに、そういう問題と全体の資金配分との問題、あるいは民間企業との調整の問題というパランスの問題にならうかと存じます。

○山中都子君 私は国民の要望にこたえていくという点で、先ほどから御答弁されている検討もし、その要望にこたえていくようにしたいとおつしやることには、そのとおりなさる必要があることだと思ひます。その点はそういう立場で今後とも検討していくことだと存じますけれども、もう一度、その点についての御見解を伺つておきます。

○政府委員(小山森也君) 郵便年金が加入者の要望にこたえて本来の機能を果たしているかどうかということは、常々私どもは事業担当者としては考えなければいけない問題でございまして、責務と思つておりますので、今後とも重大な関心を持つてこれについては考えていきたいと思つております。

○山中都子君 私は、五十二年の五月二十四日の当委員会、郵貯法、簡保法の一部改正の法案を審議した際に触れましたことについてあとお尋ねをしたんですが、その一つは郵貯のオンライン化の問題なんです。

で、このときにも、つまり五十二年五月二十四日のときにもその問題点、とりわけ郵貯のオンライン化がもたらす減員、つまり人員が減るといふ問題ですね。そういうことについての郵政省の展望などをお伺いしたわけですが、その時点では余りはつきりしておりませんでした。そこで、まず初めに、オンライン化の進捗状況をちよつと取りまとめ何つておきたいと思ひます。

○政府委員(鴨光一郎君) 為替貯金業務のオンラインによる取り扱いにつきましては、昭和五十三年の八月に神奈川県下の一部の郵便局から開始をいたしまして、鋭意取扱地域の拡大をしてい

ところでございます。五十六年、ことしの三月末現在で申し上げますと、関東、近畿、東海、中国、それに四国地方の一部を合わせましてこれまでに約七千二百の郵便局におきましてオンラインによる業務の取り扱いを行っているという状況にございます。

○山中郁子君 これは全体のどのぐらいに当たりますか、何%。いろんな出し方があるんでしようけれども、業務量ということでもよろしいですけれども。

○政府委員(鴨光一郎君) 私の方いま数字で持ち合わせておりますのは、オンライン化を予定いたしております局の三八%という数字でございます。

なお、人口の比率で申しますと、この七千二百の郵便局でおよそ日常的に御利用いただける方が五一%という状況に相なっております。

○山中郁子君 このオンライン化の計画の達成というのは時期的にはどういうように見込んでいらっしゃるのですか、いつごろ全部これができると。

○政府委員(鴨光一郎君) 今後の予定でございますけれども、本年度、五十六年度に信越地方、それから北陸、東北地方、五十七年度に九州、北海道というふうに取扱地域の拡大をいたしまして、五十八年度末までに全国約二万の郵便局を結んだ全国ネットとして完成をさせる予定にいたしております。

○山中郁子君 先ほど申し上げました五十二年の当委員会において、私は、その時点でとりあえず郵政省が五十年十二月二十六日に労働組合に説明をしているというように理解をしている五千名減員ということをお伺いいたしました。これに對して当時の神山局長が、五十三年度はとりあえず神奈川の一部だけだから全国的にそういったところまで具体的な詰め方というものはしていない、したがって減員数の全体についてもまだ具体的な数字というものは固まっていないうちに申し上げる段階にはなっていないというように答弁をされていらつしやるわけですね。この五千人と数字につ

いても、仮に直ちに全国オンライン化したときにどの程度の節減ができるかということ、細かい詰めを抜きにして話が出たときに非公式に発言した数字である、だから正式に固まっているものではない、このように答弁をされておりました。で、ここまで進捗してきているわけですから、これらの問題について当然見通しなどもお持ちだと思っておりますので、その点についてお伺いをいたします。

○政府委員(鴨光一郎君) オンラインによりまして全国ネットの完成は、先ほど申し上げましたように五十八年度末を目指しているわけでございますが、そのネットの上にある業務を乗せま

すのは六十年度の完成というのをめどにいたしているわけでございます。現在の段階で確定的にないわけでございます。現在の段階で確定的にないわけでございます。現在の段階で確定的にないわけでございます。

○山中郁子君 そうすると、このオンライン化全体でもって結果的に三千人、そういうことで

○政府委員(鴨光一郎君) そのとおりでございます。

○山中郁子君 その労働問題というふうになるわけですが、これらの問題についてはどう

いう方策をお持ちでしょうか。全通労働組合が、たしか昨年の大会であったと思えますけれども、これらの問題について雇用不安を起させないようという立場から新規サービスの拡大などを初めとして幾つかの要求をされているやに伺っておりますけれども、そうした労働組合の要求とい

うことだけでなく、一般的な労働不安を惹起せしめないことが基本になるといふに私は私も考えておりますけれども、その点についての郵政省の方策、お考えを伺っておきたいと思

○政府委員(鴨光一郎君) この郵政のオンライン化は、当然のことにはお客様に対するサビ

スの向上ということでございます。民間等です

でに実施をされているものにつきまして郵政省でも同じようなサービスをしていこうという側面がござい

○山中郁子君 合理化、オンライン化の問題、本質的な問題それ自体についてはいまはちよつと横

に置きますけれども、いづれにいたしましても、こうした技術革新、合理化の進行その他が、結果

として国民へのサービスの充実ということとはな

り、働く労働者の犠牲によつて行われるというこ

とがあらはれないかというのが基本でございま

すので、細かいことは申し上げませんけれども、

そういう観点にしっかりと立っていただいて、少な

くとも労働者の犠牲に転嫁しない、不利益を生じ

せしめない、もつと云うならば、労働条件の改善

向上というのとあわせて進行されていくべきで

選挙のための地盤になつてい

○政府委員(岡野格君) 山中先生のお話でござい

と

と

と

と

と

と

と

と

と

ますが、ただいまお言葉ございましたように、特定郵便局長会、これは一般職国家公務員でありま
すところの特定郵便局長、これが組成をしている
というところでございます。それから、特定郵便
局長が国家公務員であるというに基づきまし
て、国家公務員法あるいは公職選挙法、これらの
規定に違反をするという行為がありま
せん。在来から特段の注意を払っているところ
でございますが、前回先生からお話がありました直後
におきまして、郵政省としてはこんな指導をいた
しておるところでございます。

まず、一つでございますが、これは五十二年の
六月十一日の通達でございます。部内一般長
あて「参議院議員の通常選挙における職員
の服務の確保及び投票日当日の職員の服務につ
いて」という依命通達を發しまして、全般的に三項
目に分けまして、国家公務員法あるいは公職選
法等に違反をしないようにという注意喚起をいた
しているところでございます。

文書通達としてはその程度でございますが、そ
の後、会議等におきましていろいろな注意喚起を
いたしました。五十五年の五月二十八日付
をもちまして改めてまたその職員の服務規律等
につきましての通達を發しているところでござい
ます。

以上でございます。

○山中郁子君 ちよつとその六月十一日に出され
た通達の表題をもう一度ちよつとおしやつてく
ださい。

○政府委員(岡野裕君) 読み上げます。
郵人第二百六十一号、昭和五十二年六月十一
日、部内一般長あてでございます。タイトル
は、「参議院議員の通常選挙における職員の服務
規律の確保及び投票日当日の職員の服務につ
いて」。

以上でございます。

○山中郁子君 それでは、その後その通達をお出し
になって私が指摘したような事態はなくなった、
このように認識をされていらつしやるわけで

すか。

○政府委員(岡野裕君) 先ほどもお話を申し上げ
ましたように、国家公務員法あるいは公職選挙法
違反というようなことが万々末端に至るまであり
ません。十分注意をしております。こんなふう
に考えているところでございます。

○山中郁子君 小宮山郵政大臣は、その後、自分
が各地方へ行つてその督促、監督をしたいと思つ
ております。おつしやつていらっしゃるんですか。
大臣が何かそういうことをなさったんですか。

○政府委員(岡野裕君) 小宮山郵政大臣がどのよ
うに御指導をなされたかという点につきましては、
個々のケース私存じ上げません。ですから、
私も、私どもがただいま申し上げましたような部
内通達あるいはその他の会議等を通じて、十分
注意をいたしてまいつたところでございます。

○山中郁子君 大臣が何したか知らないんですけど、
うのは大分無責任な御答弁でしかありません。ま
た今回の昨年の選挙に際しても目に余る問題が出て
おりますので、あわせてお伺いをいたします。

私がこれを問題にいたしますのは、前から言つ
ておりますけれども、特定郵便局長という歴然た
る公務員がその地位を利用して、あるいは利用さ
せて、そして特定政党、端的に申し上げると自
民党の郵政出身の議員さんの選挙の地盤にして
いる。単なる地盤ということではありません。局
長としての立場でもって票集めをしたり、させ
ているという問題を申し上げておるんです。この
五十二年の選挙のときにも、私が指摘しました選
挙自体について言うならば、その候補者の一こ
れは自民党の内部資料でございますけれども、そ
の幾つかの支援団体というものが挙げられてお
ります。その筆頭に全国特定郵便局長会がござい
ます。そのほかにも通信協会とか簡易郵便局連絡協
議会とか全国郵便切手売捌協会とか、そういう
ものがある。こういふことが特定郵便局長の
やっていると自民党のこれらの内部資料とま

さに表裏一体になってはつきりしているんです。

で、今回の五十五年、昨年の参議院選挙に際して
も、参議院選挙の支援団体一覧表という自民党の
がありまして、それぞれの議員さんが出ています。
ここにやはり特定郵便局長会、郵政、電電組織、民放連、
こういう形で特定候補者に対する支援団体として
挙げられております。そして、それぞれにいろいろ
の評価、分析がされているんですよ。たとえば
ちよつと御紹介しますと、ある候補者については
タレント性が落ちてくる点、それから企業選挙批
判等、日立が引き受けてくれるかどうか心配であ
る、こういうことがコメントされています。それ
からある議員については、建設関係を地盤にする
というところで、五十二年の選挙は二名通っている
のもう一人建設から出馬するが、努力は必要だ
がまあオーケーだろう、こういうふうになってい
る。特定郵便局長会はどうなっているか。特定郵便
局長会が支援団体である、これはまずオーケーで
ある、こういう分析になっているんです。

それで、今回の昨年の参議院選挙で申し上げま
すと、特定郵便局長一人百票以上、後援会員百人
以上、カンパは一万円。徴収するのは一万円であ
るが、そのうち五千円は後援資金として返して
いるんです。それから、それから切手売りさばき人
と問題になりやすいから局長が足を運べな
う指示もして、そういう方針もやつて、選挙が終
わつた後では各郵政局へ特定郵便局長が呼ばれ
て、その地域の出た票の一覧表を突きつけられ
て、おまえさんところはこんなに少ないじゃない
かというところで怒られる。こういうことが現実
に具体的に昨年の衆参同時選挙における参議院全
国の選挙で行われているという事は事実であり
ます。

これは私が五十二年のときに、五十二年の選挙
に際して指摘したのと同じ内容、さらにまたそれ
を上回るさまざまな問題が行われている。一体郵
政省は何をやつてきたんですか、この間。小宮山
さんが、そういうことがあつてはならない、私自
身が行つて督促しますと、ちよつとやつてきて
三年間何をやってきているのか。こういう事実が
あることはもちろん御承知でしょう、あなた方が
やらせているんだから。

○政府委員(岡野裕君) 山中先生のお話の某党の
内部におきまして、そのものもいろいろのお話、これ私
存じ上げません。でございますが、同じようにま
た私どもの職員の第一線におきまして、先生がお
話になりましたような実態があるかという点
につきまして私全く存じておりません。

ただ、先ほど来お話を申し上げておりますよう
に、特定局長に限らず、私など郵政事務官
あるいは郵政技官を問はず、いづれも国家公
務員法あるいは人事院規則の規制を受けるわけ
でございます。あるいは公職選挙法に基づきまし
て、公務員等がその地位を利用して選挙活動等
を行つてはならないというふうなことも十分存知し
ているところでございます。したがって、これ
らの実態が両方に合います。そういうふうな
うな実態になります。心がけて、われわれとし
ましては、先ほどお話を申し上げました当時
今日までずっと努力を続けてまいつてきている
というところで、御理解をいただければ幸せ
でございます。

○山中郁子君 そういうことで理解しろなんて言
う方が無理で、實際を私は申し上げてい
るんです。委員長、ちよつと資料を大臣並びに次官にお示
してよろしいでしょうか。

○委員(福間知君) どうぞ。

○山中郁子君 これをちよつとごらんいただき
たいと思います。(資料を手渡す) それを
ただくとわかりますけれども、「お得意様獲得
報告」となつておるんですね。そして、一枚目
の方がそうなる、「各局用」となつておる。そ
れから二枚目の方をごらんください。「月十日
現在お得意様獲得数報告」、「部会長用」。一つは
「自局で獲得した分」、もう一つは「他局から紹
介の分」、こういうものです。「各局用」というこ

とで提出期限が明記してあります。「地区会名」

「部会名」の指示があつて、自局の目標が何名、それから得意様数が何名。次に、「お得意様の内訳」として、「二〇〇%の可能性あるもの」、「七五%の可能性あるもの」、「四九%以下のもの」、この可能性あるもの、「四九%以下のもの」、こうなっています。そして(註)として、「この調査は第一回五十四年十月十日現在、第二回五十五年二月十日現在、第三回四月十日現在、第四回五月十日現在、第五回六月十日現在の五回行います。」と

なっているんです。「調査日に部会長あて即報して投票の直前です。」「調査日に部会長あて即報して下さい。」(註)の二として、「可能性については局長の感懐により記入して下さい。」「こうなっているんです。これ一体何ですか。何の資料ですか。郵政省は何を調査なすったんですか。

○政府委員(岡野裕君) 山中先生からいただきました資料、私まだ目を通してないわけですが、いろいろの文書が並んでいるようではございますが、私も、この種の資料が郵政内部の職員とかかわり合いを持つものであるということにつきましましては、全く存知いたしておりませ

ん。○山中都子君 特定郵便局長に配付されたものです。そうでしょう。だって、実際問題として部会長、地区会長、特定郵便局長会のシステムでしょう。それで「お得意様獲得数報告」となつて、こういう調査を郵政省は業務としてなすっているんですか。知らないとおっしゃることは、してないということかどうか。はっきりしてください。

○政府委員(岡野裕君) 先生がおっしゃいますように、部会長でございませうか、あるいは地区会長でございませうか。部会長という言葉、ここにございませうが、部会長という言葉は、特定郵便局長会でございませう。そういう会の組織の一端として存在をするというところは私も存じているところでございますが、この文書そのものが先ほど先生がおっしゃいましたように、その言いま

ものであるという点につきましては、私全く存知いたしておりません。

○山中都子君 そしたら、郵政省として「お得意様獲得数報告」というふうなことはしていないわけですね、こういう調査は。第一回五十四年十月十日、第五回の五十五年六月十日まで五回行つて

いるふうな調査調査というものは、郵政省の業務としてされたことはないということですね。○政府委員(岡野裕君) 一般的に、貯金でありますとか保険でありますとか等々につきましまして、お得意様といふものは、私も業務拡大のために非常に重要なものだと思いますけれども、ここにあります「お得意様獲得数報告」といふものは、貯金でありますとかあるいは保険でありますとか、私がいま申し上げましたものにかかわり合いを持つものであるかどうかであるのか、あるいは先生がおっしゃいますような国家公務員法あるいは公職選挙法に違反する行為と絡んだ資料でありますのかどうかでありますか、これにつきましましては、私全く存知いたしておりませ

ん。○山中都子君 絡んでいるのかいないのかは、また私が後で言います。じゃ、郵政省の仕事として関係しているのかしていないのかわからない、こうおっしゃるわけね。はっきりしてください。しているんですか。郵政省は貯金なり保険なりのお得意様の調査をこういう形で五十四年の十月から五十五年の六月までおやりになったんですか。そんなのすぐおわかりになるでしょう。

○政府委員(岡野裕君) 人事局長といたしましては、末端におきまところの郵便貯金、保険の仕事のしぶりがどんなふうな形で営まれておりますのか微細にわたつて存知いたしておりませんもの、ですから、先ほど来私が答えをしますような、この書類は私どもの公の仕事にかかわり合いを持つものかどうか、これにつきましまして私は全く判断に苦しむところでございますが、一切このような書類につきましましては、人事局長としては存知して

おりません。

○山中都子君 郵政省としてどうなんですか。おやりになったんですか。人事局長として知らないとおっしゃるから、郵政省としてしるべき方、答えてください。これは全国的にやっているんですよ。全国的にやっていることを郵政省が何にも知らないでやっているはずがないでしょう。

○政府委員(奥田重三君) 先ほど人事局長もお答えいたしましたとおり、郵便、特に貯金、保険の奨励面でお得意様あるいは見込み客、いろいろの言い方をいたしますが、そういうものにかかわる作業のようなものは随時全国で、あるいは郵政局の発意により、あるいはそれぞれの郵便局の発意により行つてゐることはあるかと思ひます。ただいまお示しの資料は私も拝見しておりませんが……

○山中都子君 ちょっと見てください。○政府委員(奥田重三君) 拝見いたしましたも、伺います限り、それがそういうふうな仕事にかかわりがあるのかないのか、これをここで答えをするということはいささかむずかしいかと存じます。

○山中都子君 保険や何かのお得意様でやるとおっしゃるわけでしょう。やっているかもしれないというんでしょう。保険局長知らないんですか。知らないはずないでしょう。あなたが知らないから、だれも知らないはずですよ。

○政府委員(小山森也君) ただいま初めて拝見いたしましたので、その当時どういう調査をしたかということは私存じておりません。

○山中都子君 責任を持って答えてください。あなた、いつから局長やつていらつしやるんですか。

○政府委員(小山森也君) 私は、去年の七月でございませう。

○山中都子君 だから、わかつてゐる、あなたがなつたのは。あなたね、全国的に保険や何かのお得意様調査をする、郵政省挙げてやるといふことについて、去年の七月に局長におなりになつて、その前にやつたことがあるのかないのかなんて、六月の話じゃないですか。何十年も前の話じゃないですよ。後ろにいらつしやる方にみんな聞いてもらつて下さいよ。そんなの郵政省の仕事でやつていないことははっきりしているんですよ。だから、まずそれを認めてくださいと言ひたい。やつていないでし

う。やつてゐるなら報告出してくださいよ、どういふ内容でやつたのか。

○政府委員(小山森也君) 私、初めて見ましたもので、やつてゐるかやつていないかといふことを含めまして、ちよつといふ現在御返事できない状態でございます。

○山中都子君 それじゃ、ちよつとはっきりさせますけれども、こういう調査を郵政省として正規の業務としてやつたかもしれない、こうおっしゃるわけですね。やつたかもしれないんでしょ。やつたかやらないかわからないというんだから。こんなやつていないですよ、私は知つてますよ。だけれども、あなたの方やつたかもしれない、こうおっしゃるわけ。これ特定郵便局長会の話なんです。やつたかもしれないとおっしゃるんですか。はっきりしてください。

○政府委員(小山森也君) やつたかも知れませうし、やらないかも知れませう。どちらとも御返事しかねる次第でございます。

○山中都子君 すぐ調べてください。こんなすぐできます、わかります、全国的にやつてゐるんだから。委員長、こんないかげんな答弁されていたら困るんですよ。すぐ調べてください。要求します。

○委員長(福岡知之君) ちよつと速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(福岡知之君) 速記を起しててください。

○山中都子君 それでは直ちに確認をしてください。きよりの質問時間中でなくて結構ですけれども、直ちに確認をしてください。いま申し上げました「お得意様獲得数報告」、それから「他局から紹介の分」、「自局で獲得した分」、こういうことで文書が出ています。よろしいですね。直ちに確認して報告をしてください。

○政府委員(奥田量三君) 若干時間はかかるかどうか、直ちに、自信がございませんが、本省でこのような作業を計画し実施したかどうかということは調査可能であるかと存じます。

○山中都子君 本省でやっていないとすればどこでやったかわからないとおっしゃるつもりかしれないけれども、私はこのことをいま問題にしているんだから、だけど、それは正規の業務としてやったかもしれない、こうおっしゃるんだから、どこでやったかを明らかにしてください。いいですね。やっていないということなら、それで結構です。

○政府委員(奥田量三君) 先ほど来お答えしておりますとおり、募集、奨励あるいは郵便の増収、そういったことにかかわる施策は、本省のみならず各郵政局あるいは各郵便局それぞれ創意工夫で行っているものでございまして、そういった意味で全国のすべての郵便局についてこれを調査するということは困難であるかと存じますので、先ほど来そういうお答えを申し上げている次第でございます。

○山中都子君 全部の郵便局で調査しなくたってわかるんですよ。いま申し上げましたでしょう。市町村別に送ってくれ、地区会長あて送ってくれと、全国の特定郵便局長にこれが配付されているんです。だから、そんな無責任なことを言わないで、やっていないならやっていないと報告をして

ください。やったなら、どこでどういうふうに行ったのか報告をしてください。よろしいですね。

○政府委員(奥田量三君) たびたび同じお答えで恐縮でございますが、本省がそのようなことにかかわったかどうか、これは比較的容易に確認できるかと思いますが、それぞれの出先機関、郵便局に至るまで、自分の創意工夫でやったことあるいはやらなかったことについては、自信のある調査をし、お答えをすることができないと存じますので、そのようにお答えを申し上げている次第でございます。

○山中都子君 これは、私が申し上げているのは、全部こういうふうにしてセットで特定郵便局長に全部送付されているんです。先ほど申し上げました一人百票、後援会員百人、一万円、五千円は後で運動費として返す、こうやって全部の特定郵便局長に送付されているんです。そして特定郵便局長が、いま私が皆さんにお示しをしたその内容に、これを書式に基づいて、「お得意様獲得数報告」という名前をかりてここで票読みをしている。そして、あわせて北方領土返還要求署名簿というものを一緒に出して、そして特定郵便局長の事務局長の名前でこれについての署名をとって、これを票読みのカードに使っているんです。

○山中都子君 名簿に使っているんです。

○政府委員(奥田量三君) 先ほど来お答えしております。西村議員さんの選挙のときだったと思えます。そして今回は長田理事です。ちよつとまたまたまいらっしゃらないようですね。長田理事です。私は別に西村議員や長田議員に何の個人的なあれも持っておりませんけれども、特定郵便局長会はこのぐるみ選挙、こういうことをかねてから指摘しているにもかかわらず、こういう名簿をつくって、しかもお得意様のそういう業務上のあれを利用して、そしてこれについて票読みも選挙の安泰を図る、こういうことが地位利用でなく何か。これは五十二年のときにもうすでに郵政省は、そういうことがあってはまずい、確かにそ

れは公職選挙法に違反する、そういう立場からなようにいたしますというので通達も出しました。さつき人事局長もおっしゃいました。小宮山郵政大臣も、そういうことはないように自分が率先して督促してまいります。こういう約束をなすつもりです。それにもかかわらず、そんなことは何も誠意を持ってやらないという証拠じやないですかというのを私は申し上げております。大臣の御認識をお伺いしたいところでございます。いかがでしょうか。

○国務大臣(山内一朗君) 特定郵便局長が一般職の国家公務員であることは、これはそのとおりでございます。したがって国家公務員法、人事院規則、これによって特に選挙のときには注意した行動をとらないといけないというところは確かでございます。五十二年もそういう注意を喚起しましたが、さらに五十五年五月二十八日、一般の職員に対して十分に注意する詳細なる通達を出しております。したがって、この点については私は間違いないかと存じているものと信じております。ただ、たゞいまいろいろお話ございましたけれども、この印刷物がどういふものかわからないので、わかる範囲で官房長は調べると言っておりますけれども、わかった場合でもどういふ関連性があるかということによつて検討しませんが、とお答えにはならないと思ひますので、その点はひとつ十分に内容についても検討させていただきたいと思ひます。

○山中都子君 十分に検討してください。これは検討なさればすぐおわかりになるし、皆さん専門家でいらつしやるから一読してわかつていらつしやるはずだと思ひますけれども、いずれにしても私が先ほどから指摘をしておりますような仕掛けで特定郵便局長にこうしたものをおろして、送付をして、渡して、そして長田議員——当時の候補者のリーフレットとあわせてそれから票読みの名簿にかかわるべき、たとえば北方領土の署名だとか、そういうものを全部一緒にまとめて特定郵便局長に送っているんですよ。そしてやり方としては、

先ほど申し上げましたように、結果が出て、思うような票が出なければおまへは何していったんだというので郵政局に呼ばれてしまわれる。現にそれは私は特定郵便局長から直接聞いています。

○山中都子君 委員長、御注意いただきたいと思ひます。いま私が申し上げましたこれは、一つの局だけの話じゃなくて全国的に行われているので、わからないはずがないんです。郵政省の組織をもつて調査をしてわからないはずがないんです。そういう不誠意なことを言っているらたじや、あなた方が結局こういうふうな地位利用の選挙の問題を解決するの口で何回おっしゃったって、その気がないというしか言いようがありません。委員長から誠意を持ってきちんとした調査をするよう、報告をするよう御指示いただきたいと思ひます。

○政府委員(奥田三三君) 可能な限り努力をいたしたいと存じます。

○山中郁子君 大臣ね、結局公然と行われているんです、こういうことが。それを何言われたって、郵政省はそういうことについて本格的なメスを入れる、あるいは誠意を持って、そのことについて清潔な政治を実現するための、不名誉なそうした疑いを起こさせないような、またそうしたぐみ選挙をなくしていくというそういう立場に立っていないということしか言えないんです、五十二年から三年後、次の選挙でまた麗々しくこういうことをやっているんですから。私は、絶対に今後こういうことはやらぬということについての、最後に大臣の本当に誠意のある約束をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(山内一朗君) いまいろいろ御指摘等ございましたけれども、何かいかにもあるような確定的なお話で、絶対今後やるなどというふうな話でございませうけれども、私の方はそういう認識を持っておりません。したがって先ほど官房長の答弁いたしましたように、ひとつ十分にできるだけ調査をやつてからということでございますので、それから私はそういう件についてお答えをしたいと思つております。

○山中郁子君 あるというふうに確認は自分の方はできない、だから調査するとおっしゃいました。だから、それならそれで、もしないというのなら、これが一体どういう目的でやられているのかというところを、あなた方は責任を持って国会にお示しにならないかやいけないということなんです。そして、もしこういう調査はそういうことと何ら関係なくやつたんだということならば、そんなはずはないんです、こういうものと一緒を送付されている、もうちゃんと事実としては、ただ、あくまでもそういうふうな言い張られるなら、じゃ、郵政省としては、この調査をどういう立場でやりになっている、どういう目的でやつて、その調査の結果がどういふふう集約されているんだということとを御報告なさなければ、そのことは論証できないというのを私は重ねて申し上げておきます、質問を終わります。

○中村鋭一君 いま国民の寿命が延びて、当然ながらお年寄りがふえているわけです。そこで、こういう年金が充実されるということはまさに国民のニーズに沿って大要結構なことだ、こう思ふんですが、ただ、この年金の仕組みがよくわからない。本屋さんにいきましても、最近たくさん年金等についての解説書が並んでおりますけれども、どうもよくわからない。

そこで、まずお伺いしたいんですが、現在行われております年金にどのようなものがあるか、簡単に御説明をお願いいたします。

○政府委員(小山森也君) 年金は、ただいま大きく分けて公的年金と私的年金に分けられると思ひます。公的年金と申しますのは、国その他の公的機関が社会保障制度の一環として財政負担を伴うものでございまして、主なものには国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済組合などがございまして、強制加入になっておる次第でございます。このほか五つございまして、合わせて公的年金というのは八種類あるということでございます。

そのほか私的年金でございますが、私的年金は企業年金と個人任意年金との二つに分けられると思ひます。企業年金と申しますのは、民間企業がその従業員を対象に福利厚生の一環として行つておる年金でございます。その中には適格退職年金と調整年金、あるいは自社年金というふうな名称で呼ばれているものがあるわけでございます。

そのほかに、私的年金の中に個人年金という振り分けがあるわけでございます。個人を対象として個人の自由意思によつて加入する年金でありまして、これは個人の自由意思で入りますとともに、その原資は掛金をまますというものが伴われております。郵便年金の分類はどこでございますかと申しますと、国が行うものではございませんけれども、この

私的年金の中の個人任意年金に属するものである、こういうふうな承知いたしております。

○中村鋭一君 国民自助努力にまつという郵政省の今回の法改正にかけられた熱意といひますか、大いに評価するものであります。一方、公的年金もいろいろ問題が多いといひます。国民年金とそれから厚生年金、この公的年金の現状がどのようになっているか、それからまた郵政省はそれをするように理解していらつしやるか、お答えをお願い申し上げます。

○説明員(長尾立子君) 現在の厚生年金、国民年金の現状を御説明申し上げます。厚生年金につきましては、現在被保険者が五十六年度の予定で二千六百十五万といふふうに見込んでおるわけでございますが、受給者数は老齢、遺族、障害、通産老齢等を合計いたしまして、おおよそ四百八十万程度といふふうに見込んでおるわけでございます。

次に、国民年金でございますが、拠出制の国民年金の現在の被保険者数は全体といたしまして二千九百十五万人程度に見込んでおまして、受給者数といたしましては、老齢、遺族、障害等全部を合わせまして六百六十二万人ほどの受給者がおるわけでございます。

現在の年金額でございますが、厚生年金の場合には加入されました年数によりまして年金額が異なるわけでございますが、三十年加入されました男子の方で奥様がおりますという方、これをモデル年金と私も称しておりますけれども、この方の場合には現在の月額十三万六千五百円といふ金額になっております。これは物価スライドをいたしますので、本年度の物価上昇分に合わせましてスライドをするということになっておるわけでございます。

次に、国民年金の年金額でございますが、これも年数によりまして年金額が異なるわけでございますが、十年加入されました方の年金額は、現在月額にいたしまして二万六千五百五十円といふ金額でございます。御夫婦で加入されると

いう原則になっておりますので、御夫婦合わせますと五万三千円ほどの金額になっておるわけでございます。

○中村鋭一君 郵政省、いまの御答弁でよろしくございませう。もう少し詳しく、できればお伺ひしておきたい。

○政府委員(小山森也君) 公的年金につきまして、厚生省の方が主管庁としてお答えしておりますから、私の方からつけ加えるものはございせん。

○中村鋭一君 そこで、わが国の年金の現状でございますけれども、最近日本も非常に拡充される傾向が出てまいりまして欧米並みという声もあるわけですが、厚生年金、国民年金とそれからいま伺いました厚生年金、そういった公的年金の現状、行く行くは国民の皆さんがこの公的年金の給付だけで、ほかに何にも収入がなくなつて一応の老後の暮らしができるようになる、これは非常に結構な方ですけれども、郵政省は、この公的年金のあり方について、同じ国が行う個人年金である郵便年金事業の存在意義といひますか、非常に公的年金が充実されていくのは結構ですけれども、しかし、いま私が申し上げた自助努力にまつて老後を豊かに幸せに暮らしていただくために考えていらつしやると思ひますから、その辺の認識をお願い申し上げます。

○政府委員(小山森也君) 年金制度につきまして、やはり老後の中核になるのは公的年金、この充実であることが第一だと認識いたしております。

それでは、公的年金が中核となって機能するならば、なぜ国営事業である郵便年金をやる必要があるのかということになるかと思ひます。これは公的年金がどういふように充足されていくかということ、私が答えする限界を超えているわけでございますけれども、ただ私なりに理解しますならば、公的年金というのはやはり給付の上下、いろいろあるかと思ひますけれども、それぞれ給付を受けられる方の個人的なそれぞれの欲求とい

ですが、私はどうも意見を述べる立場でなさそらでございませうので、遠慮させていただきます。

○中村鋭一君　結構でございます。

趣旨についてはよくわかりました。そこで現実

には、この法改正をして實際募集に当たつていくわけですが、国民の現実の年金の需要についての見通しをすけれども、どういふ見通しを持つていらつしやいますか。

○政府委員(小山森也君) 数字にわたりますので若干長くなりますけれども……

○中村鋭一君 主とところで結構ですから。

○政府委員(小山森也君) はい。

昭和五十四年五月に郵政省が実施いたしました個人年金に関する市場調査というのがございます。この中から実はいろいろな数字を導出したわけでございまして、大体加入してもよいとか、加入を検討してもよいというふうなそういうパーセントとか、あるいはその中から有効需要、たとえば少ない掛金に対して過大な年金額を期待している方、たとえば毎月五千円でもらうときは十万円欲しいという方、あるいはちよつとこの郵便年金制度にはなじまないというふうなところで、こういった方を外してきますと、大体いま三十五歳以上の六十五歳までの世帯、これはちよつと郵便年金に加入する世帯でございます。この世帯が二千九十六万世帯ございまして、ただいまのような計算をいたしますと、大体二百六十三万世帯が年金加入の見込みの世帯、こういうふうな数字を導入いたしました。

それでは、郵便年金ではそのうちどれくらいがこの加入者になるであろうかという計算でございまして、これを現在の簡易保険と民間保険の比率で分けたわけでございます。そういたしますと、簡易保険は二六・六%の占有率を持つておりますので、これを二百六十三万世帯に掛けますと大体七十万世帯というふうな数字が出てまいりました。無論、これはまだ郵便年金というものの、あるいは個人年金全体が余り世間の話題になつていないころの五十四年当時の世論調査でございまして、現在ではかなり動いてゐるのではないかと、思ひますけれども、約二年前の調査でございまして、それから七十万世帯というものを誘導してきてゐるというところでございまして。

○中村鋭一君 その七十万世帯を大変な数字だとするの、至極当然だ、こうとるので評価も少し変わってくるんじゃないかと思ひますけれども、この構想が発表されてからいよいよ民間の業界からほうはいとして言つてよいほどに反対が起りましたですね。前国会でも私質問をさせていたんだんですけれども、どうでしょうか、実際に生保業界についていよいよ郵便年金が充実をされれば民衆圧迫という可能性はあるんでしようか、それともそういうことはないんでしようか。

大臣、お答えをお願い申し上げます。

○政府委員(小山森也君) いわゆる民衆圧迫ということが現実にあるかどうかというところでございまして、私どもの見解に立ちますと、いわゆる現在のうちにこういった公的年金補完というのは公共性の高いもので、しかも普及状態が現在非常に低いというふうなことで、それはすなわち年金というふうな一つの市場がまだ形成されてない。そういった市場の形成されてないような分野に入るることによつて、それによつて果たして金融秩序が乱れるかどうかということでございますけれども、現実には市場が形成されてない場合においては、そういうことはまずあり得ないと思つております。

それと同時に、これはこういつた公共性の高いところ、いわゆる国営事業というふうな形での一つのスタンダードの形の年金というものの業務を行うというところは、逆に多くのいままでの年金というものの対して理解の少なかつた方たちに年金といふものの理解を深めるチャンスになるのではないかと。そういたしますと、むしろ年金市場というのはそれから初めて開拓の端緒を得られまして、民間事業におきましてもむしろそれぞれの業務を拡張するのしやすくなる、民間の事業を圧迫するよりはむしろ推進する形になるのではないかと、このように考へてゐる次第でございまして。

○中村鋭一君 大臣、この民衆圧迫という論についてお答えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山内一朗君) いま局長が言ひましたように、まず加入されている方がまだ極端に少ないというところで、世帯数の一%、ごくわずか、こういうふうな程度でございまして、圧迫どころでなくて、お互いに励まし合ひながら、刺激を与えながら相当な努力をしないとこの年金に加入してもらえないのじゃないかと思ひます。

また、同時に、この掛金の問題でございまして、一どきに多くの資金をここに入れるということではなしに掛金方式でございまして、資金の滞留というのはいわゆる状態次第にふえていくという状態になります。そういたしますと、一つの資金がたとえば郵便局に集まるにいたしましたら、相当の年月がかかる。相当の年月の間には他の企業も当然これに相応した形で相ともに国民のために、皆様のためによい商品をとつて努力をするに決まつております。そういったしまして、郵便局だけに資金が集まつて他の同種事業の方にはそういった契約がないというところはまず考えられない、こういうふうなことで考へておりました。い

○中村鋭一君 お互いに相補ひ、相刺激し合つてこそ国民が喜ぶという結果が招来される、こう思ひます。ただ金融界の一部には、郵便貯金のときにも言われたんですけれども、この郵便年金をやるといふ金融界の資金がそちらの方へまたシフトしていつて生保業界は存立の危機だ、こういう声もあるのは事実ですね。しかし私は、郵便年金も生命保険の一種と考へていいんじゃないか、こう思ふんです。とすれば、一部の方がおっしゃるように郵便年金に資金がどんとシフトしていくと私は私はどうも思ひません。が、郵政省はどう考へてございましてか。

○政府委員(小山森也君) お説のとおりに、年金も生命保険の今後は生存者に対するものでございまして、ちよつとあらはらなるのではないかと、思ひます。

○中村鋭一君 おっしゃるとおりですね。現に入つてゐる生命保険を解約して郵便年金の積み立てに回すというのではないわけですから、私もおっしゃるとおりだと思ひますが、ちよつと細かい点についてお伺ひいたします。

○中村鋭一君 大臣、この民衆圧迫という論についてお答えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山内一朗君) いま局長が言ひましたように、まず加入されている方がまだ極端に少ないというところで、世帯数の一%、ごくわずか、こういうふうな程度でございまして、圧迫どころでなくて、お互いに励まし合ひながら、刺激を与えながら相当な努力をしないとこの年金に加入してもらえないのじゃないかと思ひます。

また、同時に、この掛金の問題でございまして、一どきに多くの資金をここに入れるということではなしに掛金方式でございまして、資金の滞留というのはいわゆる状態次第にふえていくという状態になります。そういたしますと、一つの資金がたとえば郵便局に集まるにいたしましたら、相当の年月がかかる。相当の年月の間には他の企業も当然これに相応した形で相ともに国民のために、皆様のためによい商品をとつて努力をするに決まつております。そういったしまして、郵便局だけに資金が集まつて他の同種事業の方にはそういった契約がないというところはまず考えられない、こういうふうなことで考へておりました。い

○中村鋭一君 大臣、この民衆圧迫という論についてお答えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山内一朗君) いま局長が言ひましたように、まず加入されている方がまだ極端に少ないというところで、世帯数の一%、ごくわずか、こういうふうな程度でございまして、圧迫どころでなくて、お互いに励まし合ひながら、刺激を与えながら相当な努力をしないとこの年金に加入してもらえないのじゃないかと思ひます。

また、同時に、この掛金の問題でございまして、一どきに多くの資金をここに入れるということではなしに掛金方式でございまして、資金の滞留というのはいわゆる状態次第にふえていくという状態になります。そういたしますと、一つの資金がたとえば郵便局に集まるにいたしましたら、相当の年月がかかる。相当の年月の間には他の企業も当然これに相応した形で相ともに国民のために、皆様のためによい商品をとつて努力をするに決まつております。そういったしまして、郵便局だけに資金が集まつて他の同種事業の方にはそういった契約がないというところはまず考えられない、こういうふうなことで考へておりました。い

過程におきまして、即時年金については今後どうすべきかという点につきまして、一つは、郵便局で行うに当たって郵便局らしい掛金程度でもって済むかどうかということでございます。また、そういう点について考えますと、掛金を低くすれば郵便局らしくなる、こういうことでございますが、即時年金というのは一時払いでございますので、掛金を低くいたしますれば今度は支払い金額が低くなるということです。したがって、郵便年金そのものの価値が減ってしまうような郵便年金であつては、一時払いの掛金額が少なくても本来の機能を達しないことになる。それでは、それらしい機能を發揮するためにはどれくらいの掛金が必要かということになりますと、かなりの高額になるということも考えられるわけでございます。

こういった点についてもう一つの点から考えなきやいけないのは、やはり郵便年金も国営事業でございます。国営事業でありますからには国全体の金融秩序というものを常に考えていくというのは、やはり責任ある国営事業として考えなければならぬ問題でございますと同時に、それは他の同種事業とも調和を図って発展していくということも考えるべきだということになるかと思ひます。他の同種企業が発展するということは、ただ単に営業主体が郵政省だけではないということであるということは何を意味するかといひますと、その会社なり何なりの企業が経営しております年金を利用する利用者から見ますと、郵便年金も会社でやつております年金もこれは変わりないわけでございます。お互いにそれを利用し合つて、ともに利用者にとってよい結果になるという着陸地点をよく見なければいけない。そういった点で金融秩序というものを考え、調和ある発展というものを考えた場合、この改正案を提出する前後におきます金融資産の分配状況を見た場合におきまして、その時点においてはこの一時払いの即時年金は今回とすることにしない方がよい、こういう判断に立ちまして即時年金をやめたわけでございます。

す。ただし、私ども即時年金をやめたからといって、それはそういった金融秩序との、それから本当に郵便年金が郵便年金として国民の間に機能しているかどうかというバランスの問題がございまして、そういった点で本当の意味で郵便年金が機能しているかどうか、これに常に注目しながら私どもの考え方を検討していかなければいけない、こう思っております。

○中村鋭一君 いまの御説明で私にはよくわかったようなわからぬようなところがあるんですが、いまあなた御自身おっしゃったように、こういった大きな法改正はとことん研究をしてやるものでございますからとおっしゃいましたね。とすれば、即時年金だつてこれは国民が選ぶことですから、掛金積み立ての形もあり、即時年金あつたつていいじゃないですか。それをどららを選ぶかは国民が決めることですね。金融秩序とおっしゃいましたけれども、これは現実には要するに大蔵省との折衝の過程で今回は即時年金引込みでおこようということであつたんじゃないかと思ひますが、しかし国民に対するサービスということを考えれば、

〔委員長退席、理事大森昭君着席〕
私はやはり比較的近い将来に即時年金をそういう形で国民がお金を払うことができるような形をとつてくださることを強く要望しておきたいと思ひます。

それから最高制限額ですけれども、これも大蔵省との話し合いの中でいろいろとあつたようだけれども、この七十二万円に決まつた理由をお聞かせ願ひたいんですが。

○政府委員(小山森也君) 七十二万円を決めるに当たりましては、今度改正に至りました基本的な考えでありますところの公的年金水準との関係、それから国民の老後の生活費はどれほど必要かという観点、それから掛金負担から見ても一般的に御利用できるかどうかということの点、それから民間の個人年金と調和ある発展ということへの配慮、こういった四点から考えたわけでございます。

ます。
公的年金の水準につきましては、先ほど厚生省の方からお話もございましたので、ここでは触れないことといたします。

それで第二点の、六十五歳以上の老後の生活費はどれほどかということについて、総理府の昭和五十四年の家計調査から導き出しますと、これが約十七万二千円という結果が出ております。先ほどの厚生省の方のお話との差引き計算をいたしますと、大体的な年金のモデル年金との差額は六万から七万円程度になるのではないかと、いうようなことから最高限度額で月六万円程度はなればいけないんじゃないか、こういうふうな考えたわけですね。まず、それが公的年金と老後の生活費との差額から導出した数字でございます。

それからあと二点あるわけでございますけれども、掛金負担から見たらどうかという点でございます。ちやうど郵便年金の加入年齢に相当いたしますところの四十歳代、五十歳代の金融資産の増加状況はどうかということを昭和五十五年の貯蓄増強中央委員会の貯蓄に関する世論調査によつて調べたわけでございますが、これによりまして、大体的な家庭での年間の貯蓄増加額は七十六万円でございます。そういうふうなことを今度考へたわけでございます。

次に、それでは今度は民間同種企業、民間との境界はどういうふうな考えるべきであらうかというところでございますが、これにつきましては、実は簡易保険がただいま一千万円という最高限度額になっております。民間はこれは限度額ございませぬ。そういった意味で一つの金融秩序における筋が引かれていゝのではないかと、これを仮定いたしますと、この一千万円の簡易保険に加入するに当たりまして、ちやうど四十歳の年齢の男性が加入いたしますと年額約四十四万円になります。したがって、この四十四万円から四十万円前後というものが民間企業とのバランスのとれた額ではないかというふうな考え次第でございます。

〔理事大森昭君退席、委員長着席〕
そのようなことから今度は実際の生命表を使いまして年金の掛金額を導き出しますと、四十万円前後がちやうど年額七十二万円になると、いうような計算になりました。先ほど申しました四点、それぞれ勘案しまして七十二万というふうな決め次第でございます。

○中村鋭一君 われわれ素人にはその辺の複雑な計算というのはわかりませんが、しかし、いま伺ひまして、七十二万という最高制限額は私は少なくとも現状では非常に妥当な金額である、こう思ふんです。
ところで、こういった逓増型の年金ですね。生保業界二十一社ぐらゐあると聞いておりますけれども、民間の業界でこういった年金額が逓増していく仕組みを採用しております会社はございますか。

○政府委員(小山森也君) 年金逓増制のものは八社、十一種類あるというふうな承知いたしております。

○中村鋭一君 この仕組みの中身を見るといろいろ違ひはあると思ひますが、いま十一種、こうおっしゃいましたですね。こういった民間各社の個人年金とそれから郵政省の個人年金、ことしの四月から発売された聞ききます農協の共済年金、こういったものが多数発売されて国民に提供されている。これは国民の立場から見てと個人個人の要求に合つた商品を選択できるということ、非常にこれは結構、好ましい結果をもたらすということになると思ふんです。民間の生命保険会社も、ですから郵政省に負けないでよく勉強をして、工夫をしてどんどん新規商品を開発されたいと思ふんです。国が民業を圧迫するとか、自分の努力を怠つて大蔵省を先頭に押し立てていやがらせばかり言つてゐるんじゃないかと、新規商品を生保業界も開発されたいといふ私も思ひます。
ところで、郵便年金制度を改正して新しい年金というものをこれから発売していかれるわけですね。現実の募集活動に当たつては、先ほどは募集

見込みをお伺いしたんですが、活動に当たっての基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(小山森也君) 募集活動は、この郵便年金普及にはどうしても必要なものだと思っております。それでは、どういような募集活動を基本的に考えるかというお尋ねだと存じますが、やはりこれには二点あるかと思います。

一つの側面は、やはり募集をするに当たつて職員が販売活動をするに当たつて一般の国民の皆様方、いわゆるこれから加入見込みになる御家庭の皆様方に、郵便年金というものであるは個人年金、任意年金というものに対する知識というものがないければ、幾ら職員が戸別にお伺いたしませてもなかなかこれは容易なことではないと思ふのでございます。そこで、こういった募集環境をつくることにまず第一に力を入れなければならぬといふ思います。それで個人任意年金というものに対するお客様方の正しい理解を得るような活動を一般的に周知するということがまず第一だ。

次にといいますか、並行的でございますけれども、これはわれわれ職員に正しい知識とノウハウを十分訓練して心得ておいていただく、かりそめにも郵便年金というものの対して過大な期待をもち、それによって実態にかけ離れた認識をお客様に与えて、それから契約を締結したということではな、どは特に国営事業としては戒めるべきことではな、いかと思っております。したがって、多くやっております正しい知識を持つようにしたい、こう思っております。

○中村統一君 きよう私ここでお伺いしただけでも非常にややこしいですよ。ですから、国民皆さんが自助努力で老後を安楽に暮らすために郵便年金をお掛けになるわけですけども、それという仕組みでどうなっているのかというのを周知徹底しなければいけませんね。どうですか、郵政省、そのためのいわゆる一口に言うPR計算、これは仮定の問題ですよ、この改正案が通するといったしまして、郵便年金を国民の皆さん

愛していただくための予算というものは組んでい
らっしゃいますか。

〔政所要覧（小山親世著） 国算要義（三才集注）〕からそんなにかくさんというわけにはまいりませんけれども、やはり事業を行いますので予算としては計上してあります。

○中村鋭一君 それは国営でございますからそう
でしようけれども、これはもう可能な限りあらゆる
媒体を使い、あらゆる機会を使って、遠慮する
ことないんですから、どんどん皆さんに年金をお
掛けくださいというPRをしてくださるようにお
願いをしておきたいと思えます。

それから職員に対して教育とおっしゃいましたが、これもなるほど並行して大切なことですが、それ以上に私考えますのは、やはり現実には募集活動をするのははじめに一生懸命働いている外務員の皆さんですよね。この皆さんに対して、正當な努力に対してはこれだけのものが報いられるんだということが私ではなくてはならないと思います。が、その辺について郵政省はどう考えていらつてやいますか。

○政府委員(小山森也君) お説のとおり、職務に精励した職員にはそれに応じた形で報いるような方策をとるべきだと思っております。

なお、これは先生の御趣旨と若干違ひ御返事になるかと思いますが、この契約締結に至るには各職員の相当な努力にまたなければなりませんので、簡易保険と同様に募集手当の制度をとつていきたい、こう思つております。

○中村鋭一君 資金運用制度の改善関係についてお伺いいたします。

今回のこの簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正は、年金契約が長期間にわたるものですから、その間の経済変動に対応できるように年金の資金を多角的に、いわゆるユーティリティというんですか、運用するより有利に運用する、これによつて年金額が年々増加していく、郵便年金の仕組みをより実効あるものにしよう、こういうことなんです。

そこで、お尋ねいたしますけれども、郵便年金と同様に個人任意年金を取り扱っている民間生命保険会社の資金の運用対象ですね、これがどのようになっているか、大蔵省にお尋ねをさしていただきます。

○説明員(亀井敏之君) 直接、保険の所管ではございませぬけれども、実は大変申しわけありませんが、民間の保険会社の運用対象は、経営者が民間企業でありますということでございますので今回の郵政省から御提案になっておられます郵便年金の対象よりも若干広いのではないかとというふうに考えております。

○中村一君 若干広し。こうおっしゃいますけれど、民間の生保の資金の運用が郵便年金の資金の多角的な運用によつて圧迫をされるものであるとお考えですか。それともそれは関係のないことなのか、あるいは共存共榮するものであるか、その辺についてのお考えをお聞かせ願います。

○説明員(亀井敬之君) 運用の方からだんだん保険本体のお尋ねということになるわけでございますが、したがいまして、やや専門外ということになつてしまいますけれども、両者相まつて望ましい保険業務が行われていくのではないか、そういうふうにご考える次第でございます。

○中村銳一君　では、大蔵省はどうなんですか。いまわわれこれやうやって審議をさしていたいているわけでございますが、今回のこの郵便年金の法改正については非常によくできたと思っていられしやいますか。これは早く成立をさしていただきたい、大蔵省としてはこのようにお考えでございますか。

○説明員(亀井敬之君) 参つております立場は理財局ということではございますけれども、郵政省とお話し合ひをさせていただきまして御提案を申し上げている法案が早く成立されるようにというふうに考えております。

○中村鋭一 ありがとうございます。いま私があ
りがとうございますと言うこともないんですけれ
ども、しかし私は国民のために郵便年金が有効に

運用されることを心から願っているものでございますから、その観点からお礼を申し上げたわけでございます。

民間生保の資金運用対象、これはわかりました。国家公務員の年金ありますね。長期給付を扱っております国家公務員共済組合の資金運用対象はどのようになっていますか。

○説明員(倉井敬之君) 国家公務員共済の運用対象でございますが、おおむね民間の生命保険会社の運用対象と、各種の制約がもちろんございますけれども、大体同様な感じでございますので、郵便年金の積立金よりは運用対象が若干広くなっておりますということが言えようかと思います。

○中村鯨一君　そうしますと、民間生保も国家公務員共済組合も、具体的に言いますと、たとえは株式ですとか不動産にも運用できるようになっているわけですね。そのように理解していいんですね。

○説明員(亀井敬之君) 御指摘のとおりでございますが、何分生命保険会社、民間生保につきましては、もちろん不動産、株式等の運用についての制限というのはございますし、国家公務員共済につきましても、より制約的な制限があるということでございます。

えない、そういうことですよね、株式や不動産に差し支えない。それは確認しておけばいいんですから。

○中村鋭一君　制限はあるけれども適用は差し支えない、という事ですよね、株式や不動産に差し支えない、そういうことですよね、株式や不動産に差し支えない。それは確認しておけばいいんですから。

○説明員（亀井敬之君）　さようでございます。

○中村鋭一君　ところが、今回の法改正を見ますと、これはたしか戦前は株式が簡易生保でありまして、

すとか郵便年金の資金の運用対象になっていた、
こう聞いているんですけども、不動産について
も郵便年金のように非常に長期にわたる資金の運
用対象としては非常に適切なものだ、私こう考
えておりましたが、今回改正案ではこれが落ちてい

るようでございますね。どうしてもこれらが対象とならなかったのか、その理由をお伺いいたします。

○政府委員(小山森也君) 戦前でございますが、戦前でも不動産の投資はございせんでしたので、ひとつ御理解願いたいと思います。

○中村鋭一君 株式はあつたんですな。

○政府委員(小山森也君) 株式はありました。

今回の運用範囲の拡大の中で株式が入っていないということですが、やはり今回の改正に当たりまして一番重点にいたしました運用上の問題は、有利ということも非常に大事な要素でございますけれども、いろいろな経済変動に対応して原価を失わないということでございます。貨幣価値というものの、年金価値の下落をしないようにという点でございます。したがって、今回株につきましては元本保証という点においてこれがないということ、それからもう一つは、やはり経緯をいたしまして、お客様から預かった預かり金ではありますけれどもやはり政府資金という形のものでございまして、今回は元本保証のあるものに限りて範囲を拡大した、こういうことでございます。

しかも、そういうことによつてそれでは本来の年金価値が維持できるのかということでございますけれども、過去のいろいろな計数を検討いたしましたとして、その結果、今度御承認いただきましたれば広がるであろうその運用範囲の中において、投資の割合をそのときの経済情勢に合わせていろいろ変化を持たせるとか、あるいは短期的に変化を持たせるとか、あるいは長期的に持っている方がよいものもあるとか、そういったような取り合わせをすることによりまして貨幣価値というものに対応する運用ができるというふうな経験上の統計から判断いたしました、今回は見送ったところでございます。

○中村鋭一君 その経験上の統計というのがくせ者で、それはシカを追う狼師山を見ずで、皆さん方専門家でございまして素人にはわからない。われわれにとって、統計的資料それから学問的考察、こういうものを加えて今回の拡大をされたんだと思ひますけれども、やっぱり一般論として申

し上げるならば、民間の生保業界は郵便年金に負けないために一生懸命、早い話が有利な利回りのために金を回すわけですよ。それが今度程度の運用範囲の拡大では、将来皆さんに対して本当にいい年金を提供することができるとか、私はその点を危惧するんですけれどもね。それはもちろんこの年金がそんな利回りにのみかかっているとも思ひませんよ。思ひませんけれども、もっとと大胆にいろいろおやりになったらどうなんでしょうか。その辺について、ひとつ郵政省の将来に対する、要するにどうすれば利回りがよくなつて、どうすれば皆さんの年金に使う金に付加価値を生み出してけるかということについて、積極的なひとつ取り組みをお伺ひしておきたいと思ひますが。

○政府委員(小山森也君) 私ども、事業の経営に責任を持つ者としていつも考えなければいけないのは、やはり加入者である御利用の皆様の利益がどうなるかということと、現在もそうであると同時に将来にわたつてこれは心していかなければならないものであると思ひます。そういった意味におきまして、現時点におきましてはこれによつて遜色のないというよりは、むしろ甲乙つけがたい年金ができると思ひます。と申しますのは、先ほど先生若干申されておりましたけれども、運用利回りだけでなしに、いわゆる経費率の問題、事業費率でございまして、こういった問題もあわせて一つの年金の価値というものが出てくるわけでございます。そういったものもあわせて現在におきましては甲乙つけがたいものとして国民の間に御利用いただくように胸を張つて出せると思ひております。

しかしながら、これからの将来の問題でございますけれども、経済の問題というのは御指摘のとおりいつも変動しておる生き物でございます。したがって、いつ何となくどういうような情勢になつていくかわかりません。そういった場合において、それに即応した形で運用範囲も含めすべての制度に対応していくのが私どもの役目だと

思つておりますので、そういった点で今後とも運用の問題につきましても重大な関心を持ちまして、お客様のための年金として機能するようにに不断的な努力をしていきたいと思ひております。

○中村鋭一君 いまおっしゃつた拡大、私はまだ物足りない、こう申し上げたんですが、でも、その中でも、今回の法改正で外国債、金銭信託で元本補てんの契約のあるもの、それから銀行預金、この三つを加えるということなんですが、このうち金銭信託を積立金の運用範囲に加えようとしてゐるその理由をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小山森也君) 金銭信託で元本補てん契約のあるものというのを選んでおきましては、金銭信託と申しますと、現状におきましては内容として貸付信託と指定金銭信託合同運用口というふうなものがあるわけでございますけれども、契約方式というものは法律上は非常に弾力性のあるものとなっております。この具体的内容は信託銀行との話し合いによるわけでございまして、したがつて今後、将来にわたつて内容的に多様性のある契約を締結し得るものだというところで、年金資金の運用対象としては非常に適しているのだ、こういうふうな理解をいたしまして、運用を拡大することをいたしておるものでございます。

○中村鋭一君 そういふふうな金銭信託は非常に妥当なものであるということですね。これは結構です。でも、それ以外に私は、もう一遍申し上げますけれども、この資金の運用につきましては利回り等も含めまして、国民のためにせつかつくつた法律でございまして、国民のためにせつかつくつた法律でございまして、本当に有機的に、最も有利に回転するようにせつかつく努力をしてください、これをお願いしておきます。

最後に、郵政大臣、国民のニーズ、それから職員、士気高揚、それから年金制度を含めての郵政業務全般に対する深い理解、知識の徹底、これが本当に必要なことだと思ひますけれども、今回の法改正に当たつての大臣の決意を最後にお伺ひして、私の質問を終わらせていただきます。

だいておりますけれども、高齢化社会といひますか、だんだんと寿命が延びてまいりまして、将来のことを考えながらいかに幸福に過ごしていくか、こういう点に非常に国民の要望がこれから向かつていくというふうな確信をいたしてゐるわけでございます。そういうことでこういう制度を考へて御提案をいたしておるわけでございまして、またいろいろ御指摘もございまして、今後引き続いて研究することもあろうかと思ひますけれども、今回はいろいろ検討した結果御提案をしてゐるわけでございます。

そこで、私は考えてみますと、十年、二十年と毎月あるいは毎年掛金を掛けていくということとはなかなか大変なことだと思つてゐるのです。したがつて募集してもらう外務員にも大変な御苦労もかけると思ひますけれども、何とかして最大の努力をわれわれも、外務員にもしていただきたいと思います。将来はこの年金に入つていただければ非常によい生活、さらには福祉に富んだ生活ができますよという生活を十分にひとつ徹底して、これに入つていただけてよい生活を営んでもらうように努力をしてまいりたいと思ひておるわけでございまして。

○中村鋭一君 ありがとうございます。

○青島幸男君 保険なんかでもそうですけれども、物価上昇による貨幣価値の下落というのは長い年月かればかかるほど問題になりますわね。十年たてば貨幣価値が二分の一、二十年たてば四分の一ぐらいになるんじゃないかという計算をする人もおられます。先ほど郵政省は、公的な年金というのは画一的に行われるわけで、それよりも国民の多様なニーズに対応するためにきたんだ、中にはもうちょっと豊かな生活を望みたい、老後を望みたいという方もおられるので公的な年金のほか個人任意があるんだという趣旨で御説明になりましたけれども、それにしても七十七万という最高額がちょっと低過ぎるんじゃないかという気がするんですね。特に現在月額六万と

いうのと、十年、二十年後の六万というのが貨幣価値の上でどういふ安定感を保障するかというところで、一方、公的年金の方はスライドするわけでしょう。そうしますと、かなりそこにギャップが出てきやしないかという気がするんですけどもね。受取額の通増制ということも加味されておきますので幾分はカバーされるような気はするんですけども、しかし将来はもう少し最高額を上げるようなところで検討していかないと、十分な安心感の伴った年金にならないんじゃないかという気がしてしょうがないんですが、その辺はいかがなものでございましょうか。

○政府委員(小山森也君) 御指摘のように、長い契約になりますので、一番問題は年金の実質価値の維持ということであり、現時点におきまして私ども七十二万円としたのでございませうけれども、これはやはり先ほど中村先生にもお答え申し上げたのですが、業務を運行していく責任者としたしましては、常に本当の意味では、郵便年金が機能していくかどうかというところは、しよつちゅう絶え間なしに検証しながら経営を進めていかなければいけないと思っております。したがって、そういった意味におきまして、先生御指摘の点につきましては、常に妥当性のある線というものを検討しながら、必要ある場合はお諮りしていかねばいけないのじゃないか、こういうふうな思っております。

○青島幸男君 そうですね。二十年後で六万、七万という額じゃちよつと頼りないぞということになるかもしれない。

それともう一つは個人任意年金、これは郵政省がやるんですから、ある意味では公的と言いかねないけれども、そういう意味合いで窓口へおいでになって、あるいは利用者の方のお宅へ外務員が出向かれて御説明申し上げる際に、どうも掛ける側の方が公的年金と勘違いなさるというケースも聞かされてきやしないかというのを私懸念しているんですけれどもね。国でやっているんだから恐らくこれはスライドするんじゃないかみた

いな、公的年金と非常に区別づくにくくなりますね。普通の保険会社の人が行くのと違いますが、マークつけた、きちっと制服制帽の方がおいでになるわけですからね。そうすると、これはこのまま掛けていけば必ず普通のほかの公的年金のようにスライド制になるのかもしれないというふうな誤解を生みますと、そこから信頼を失っていくようなことになりまして、それこそ十年、二十年の信頼関係がお互いなければ成り立たない業務ですから、そういうことの誤解のないようにということを特に配慮していただかないと困るような気がするんですけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(小山森也君) 私どもにとりまして最も重要な御指摘をいただいたと思っております。確におっしゃるのとおりに国営事業でございませうので、そういう誤解を与え、特に過大な期待というものがから発しますと、いわゆる契約そのものが何か契約者に不当な不利益を与えるようなことになるわけでございます。したがって、いま先生の御指摘、十分私ども身にしみて、その貴重な御意見を承っており、さらに実行に移していきたいと思っております。そのためにやはり、私先ほど申し上げておりますが、第一線に働く職員に対するそういう正しい教育というものと、それから一般世間、一般の皆様に対する環境づくりのために正しい理解をいただくための努力というものをしなければならぬ、こう思っている次第でございます。

○青島幸男君 民衆圧迫とか、いろいろお話し合ひもあつたようでございませうけれども、相乗作用によりまして市場がより広くなり、多くの方々から理解されるようになるというところは結構なことだと思ふんですけれども、簡保なんかでもちよつとちよつ問題になります、勧誘の行き過ぎといひますか、余りしつこいとか、十分教育の行き届いた方々が訪問なさるわけですからこれも懸念だと思ひますけれども、余り集めてこい集めてこいみたいなことを強力に推し進めてまいりますと、出

先で利用者の方々とトラブルを生じるというようなことがありまして、本当に信頼関係が失われてしまつたり成り立たない業務でございませうので、民間の利用者との間のトラブルを避けるというような施策を重々お考えいただきたいと思ひますが、その辺のところはどういう御覚悟でおいでになりますしう。

○政府委員(小山森也君) 保険の場合でも、現在私どもとておる基本的な募集の施策といたしまして、国営事業であるというところは高い契約のもののみを締結することだけが目的ではない、やはり国営事業でやっているとゆえんのもの何であるか、国民の皆様多数の方がより多くの利用率を上げることによつて、やはり郵便局という場所を通した国営事業の価値が出てくるということ、現在でも募集の基本に置いている次第でございます。

郵便年金につきましても、これは同様なことでございまして、今後そういうたような意味合いでの郵便局らしい品位と節度というものを持つようによつて教育しなければならぬと思つておりますが、それと同時に、やはり一番大事なこととは、一人一人の個人の職員の責めに直ちに帰するといふ体制ではなしに、環境をまずつくつていくという面を優先していかないと、御利用になる皆様方とそれから販売活動に行つた職員との間にギャップができてしまふ、こういうふうな考へておりますので、両面からの努力をしたいと思つております。

○青島幸男君 ぜひ、その辺の配慮を抜かりなく

いただいたらと思ふんです。それから四十歳で始めて六十から年金を支給してもらうという場合、毎月大体三万二千円ぐらい。四十で始めるということになりますと、大体まだ学齢期の子供がいたりする年ごろですね。やっぱりお父さんとしては、一番老後も心配だけれども現在も苦しいという時期だと思ふんです。家賃なんかも公営のアパートなり賃貸家屋の家賃が傾斜式になっているところなんかあ

りますわね。ですから、一番出費が多いときに無理に一律掛け込んでいくんじやなくて少し余裕ができてから増していく、それから最初に子供が小さいうちは少しはよい掛けられるからといううなことで任意にあるいは傾斜にといううな掛金のシステムといううなものを将来は導入していった方が利用する方にとつて利用しやすいんじゃないかという気がしますけれども、現在はその掛金のシステムはないわけですね、今度の法案の中には。

○政府委員(小山森也君) ただいまのはそういうシステムは考へておりませうけれども、ただしかし、先ほど当委員会と同じような御指摘があつたわけでございますけれども、これは法律によらずして私どもの努力によつてできるものでございまして、非常に貴重な御提言をいただいたものと受けておるわけでございませう。したがって、年齢に応じて掛金額が上がつていくといううなタイプの年金もできないかということとは早々に検討してまいりたいと思つております。

ただ、いま現在の方式におきましても、若干ちよつとこじつけのようにはなるかと思ひますけれども、実際問題といたしましては、七十二万を四十歳のとときすべて入らなくても、最初の五年間は三十万入つて、後に追加して入つて六十六歳なり六十五歳なりのときに終身年金を受け取る方式にいくということは、七十二万円の範囲内ではできるわけでございませう。よいなことかもしれませんが、そういう方法もあるということを示し上げておきたいと思ひます。

○青島幸男君 そうですね。それは契約者御本人の御都合によつて変えられるようになりませうね。ですから、そういうことも窓口なり出先の方々が十分に利用者の方に御納得いただけるように説明して差し上げるということも必要じゃないかという気がしますわね。ですから、その辺の配慮もお願ひしたいと思ふんです。

それから外交募集する際に、何と申しますか、報償金と申しますか手当が出るというのはわかる

んですが、実際にどなたから説明を受けたとか、あるいは隣のだんなが入ったのでよくよく聞いてみたらシステムよくわかった、じゃ外務員の方を待っているよりもこっちから出かけていこうと窓口においてになると、重々承知の上で契約結ばれる方がおいでになるとしますね。その際も、その契約一件について報償金というのが一律出るとすれば、向こうからわざわざ出向いてくれて十分な御理解も行き届いている方に、話がついたというのに、サービスといいますが、その窓口の手当みたいなものはどういふことになるんですかな。

○政府委員(小山森也君) ただいまの御質問でございますけれども、同じようなことは保険でもございませうけれども、これは現在募集手当を支給しております。といひますのは、保険の場合ですと、実際に契約に当たりまして契約者のほかに被保険者の面接を要するということがございます。そういつた点で相当な知識をお持ちの方でも、まづ何にも手がからないというところは契約の実態といたしましては、理論的にはあり得ても実態としてはないという状況、それからそれをどうやって判断するかということ、大数計算でいきますと、ほとんどの場合がそういったことでもって実態的に募集に当たつての手数がかかるということから、そういうことにしております。

年金につきましても、ただいま諸先生方から御指摘ありましたようになかなか複雑な問題でございます。いろいろ近所の方から伺ったといたしましても、たとえば自分の収入というふうなものや掛金のぐあい、またその掛金をだんだんふやすというふうな、たとえば先ほど申し上げました方法がそこにあるというふうなこと、これはなかなか専門家の面接にどうしても頼らざるを得ない部分が現実の問題としてあると私たちは推定しているわけでございます。そういうことで、年金につきましても、理論的にはともかくとして、現実の問題として手当を支給するのが妥当である、こういうふうな考えている次第でございます。

○青島幸男君 まだ少し時間があるようですが、

残余の問題は質疑の間から了承いたしましたので、この辺で終わります。

○委員長(福岡知之君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

次回は四月十六日午後一時から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(第一七〇七号)(第一八〇〇号)

第一七〇七号 昭和五十六年三月二十日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 埼玉県加須市志多見二、〇六九 野本重次外十名

紹介議員 大島 友次君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

第一八〇〇号 昭和五十六年三月二十四日受理

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

請願者 福島県郡山市笹川二ノ二四 石川 栄一外十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一二三八号と同じである。

四月七日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、郵便年金法及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案